

2024.3

# 米国株式マーケット・キャッチ戦略ファンド

愛称：マイチャーム

追加型投信／海外／株式

2024.3.8

## 投資信託説明書（請求目論見書）

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

- 米国株式マーケット・キャッチ戦略ファンド（以下、「当ファンド」という。）の受益権の募集については、明治安田アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2024年3月7日に関東財務局長に提出しており、2024年3月8日にその届出の効力が生じております。
- 投資信託は、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドに関する詳細な情報は下記のホームページで閲覧およびダウンロードすることができます。
- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資者の請求により交付される投資信託説明書（請求目論見書）です。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ（URL：<https://www.myam.co.jp/>）

発行者名 : 明治安田アセットマネジメント株式会社

代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 西尾 友宏

本店の所在の場所 : 東京都千代田区大手町二丁目3番2号

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 : 該当事項はありません。

**明治安田アセットマネジメント株式会社**

—目次—

|                     |    |
|---------------------|----|
| 第一部【証券情報】           | 1  |
| 第二部【ファンド情報】         | 4  |
| 第1【ファンドの状況】         | 4  |
| 1【ファンドの性格】          | 4  |
| 2【投資方針】             | 14 |
| 3【投資リスク】            | 34 |
| 4【手数料等及び税金】         | 39 |
| 5【運用状況】             | 43 |
| 第2【管理及び運営】          | 47 |
| 1【申込（販売）手続等】        | 47 |
| 2【換金（解約）手続等】        | 49 |
| 3【資産管理等の概要】         | 50 |
| 4【受益者の権利等】          | 54 |
| 第3【ファンドの経理状況】       | 55 |
| 1【財務諸表】             | 58 |
| 2【ファンドの現況】          | 64 |
| 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】 | 65 |
| 第三部【委託会社等の情報】       | 66 |
| 第1【委託会社等の概況】        | 66 |

約款

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

米国株式マーケット・キャッチ戦略ファンド（以下、「当ファンド」ということがあります。）

※愛称として「マイチャーム」という名称を用いることがあります。

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

①追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

②当初の1口当たり元本は、1円（1万口当たり元本金額1万円）です。

③当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

上限 1兆円

※上記金額には申込手数料および申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は含まれていません。

### (4) 【発行（売出）価格】

①取得申込受付日の翌営業日の基準価額※とします。

②取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

取得申込日が次のいずれかに該当する場合には、取得申込の受付は行いません（この場合、収益分配金の再投資にかかる追加申込に限ってこれを受付けるものとします。）。

- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・シカゴ・マーカンタイル取引所の休業日
- ・換金代金の支払い等に支障をきたす可能性があるとして委託会社が判断して定める日

③基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 : 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス : <https://www.myam.co.jp/>

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除して得た1口当たりの価額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

(5) 【申込手数料】

①取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問合せください。

②分配金再投資コース※の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

※分配金再投資コースでは、自動継続投資契約（計算期末に支払われる収益分配金で当ファンドの買付を自動的に行うことに関して、当ファンドの当初取得申込時にあらかじめ指定する契約。販売会社により名称が異なる場合があります。）を販売会社と結びます。

(6) 【申込単位】

①販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。取得申込者が販売会社との間で、自動継続投資契約および定時定額購入取引に関する契約等を締結した場合、当該契約に規定する単位とします。

②当ファンドには、収益分配金の受取方法により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。いずれのコースも販売会社が定めるお申込単位となります。なお、収益分配金の受取方法を途中で変更することはできません。詳しくは販売会社までお問合わせください。

※自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。

※販売会社により、どちらか一方のコースのみお取扱いとなる場合があります。

(7) 【申込期間】

2024年3月8日から2024年9月6日まで

※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所は原則として販売会社の本支店、営業所等とします。

販売会社については下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 : 0120-565787 (受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス : <https://www.myam.co.jp/>

(9) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める日までに申込代金（申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額の合計額）を販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込を受付けた販売会社とします。お申込代金は販売会社にお支払いください。  
販売会社につきましては、「(8) 申込取扱場所」をご参照下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

①申込証拠金

該当事項はありません。

②本邦以外の地域における発行

該当事項はありません。

③決算日

年1回(12月8日。休業日の場合は翌営業日。)

④振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。  
ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ①米国株式マーケット・キャッチ戦略ファンド（以下「当ファンド」ということがあります。）は、米国株式マーケット・キャッチ戦略のパフォーマンスに連動する投資成果を目指す円建債券（以下「円建債券」ということがあります。）を通じて、実質的に米国の株価指数先物取引を機動的に活用し、米国株式市場の「長期成長トレンド」と「日中トレンド」を捉えることにより、米国株式市場の下落の影響を抑えながら米国株式市場の中長期的な成長を捉えることを目指します。
- ②当ファンドは一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。
- ※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

#### ■商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） |
|---------|--------|---------------|
| 単位型     | 国内     | 株式            |
| 追加型     | 海外     | 債券            |
|         | 内外     | 不動産投信         |
|         |        | その他資産（ ）      |
|         |        | 資産複合          |

#### <商品分類表（網掛け表示部分）の定義>

##### 追加型

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

##### 海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

##### 株式

目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

| 投資対象資産                        | 決算頻度                        | 投資対象地域             | 為替ヘッジ     |
|-------------------------------|-----------------------------|--------------------|-----------|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株       | 年1回<br>年2回<br>年4回           | グローバル<br>( )<br>日本 | あり<br>( ) |
| 債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券 | 年6回<br>(隔月)<br>年12回<br>(毎月) | 北米<br>欧州<br>アジア    |           |
| クレジット属性<br>( )                | 日々                          | オセアニア              | なし        |
| 不動産投信                         |                             | 中南米                |           |
| その他資産<br>( )                  | その他<br>( )                  | アフリカ               |           |
| 資産複合<br>( )                   |                             | 中近東<br>(中東)        |           |
| 資産配分固定型<br>資産配分変更型            |                             | エマージング             |           |

※当ファンドは、債券を主要投資対象としますが、ファンドの収益は株式市場の動向に左右されるため商品分類表における投資対象資産（収益の源泉）は「株式」となり、属性区分表における投資対象資産である「債券（その他債券）」とは分類・区分が異なります。

<属性区分表（網掛け表示部分）の定義>

**債券（その他債券）**

目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

**年1回**

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

**北米**

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

**為替ヘッジなし**

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※当ファンドが該当しないその他の商品分類および属性区分の定義等については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（URL: <https://www.toushin.or.jp/>）で閲覧が可能です。

③信託金の限度額：上限 1,000億円

※委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ファンドの特色

●特色①

米国株式マーケット・キャッチ戦略※のパフォーマンスに連動する投資成果を目指す円建債券(以下、「円建債券」ということがあります。)を主要投資対象とします。

※米国株式マーケット・キャッチ戦略とは、ゴールドマン・サックス・インターナショナルが提供する、米国株式市場の下落による影響を抑制しながら、米国株式市場の上昇トレンドを捉えることを目指す戦略です。以下、「当戦略」ということがあります。

<ゴールドマン・サックス・インターナショナルについて>

ゴールドマン・サックス・インターナショナル(GSI)は、世界有数の金融機関「ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク(GSグループ)」の100%子会社です。

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク(GSグループ)は、1869年に創業し、ニューヨークを本拠地として世界の主要な金融市場に拠点を擁し、投資銀行業務、証券業務および投資運用業務を中心に企業、金融機関、政府機関、個人など多岐にわたるお客様を対象に幅広い金融サービスを提供しています。



## ●特色②

円建債券を通じて、実質的に米国の株価指数先物取引を機動的に活用し、米国株式市場の「長期成長トレンド」と「日中トレンド」を捉えることにより、米国株式市場の下落の影響を抑えながら米国株式市場の中長期的な成長を捉えることを目指します。

◆米国株式市場の長期的な成長トレンドを捉えることを目指す「米国株式投資戦略」と、短期の日中トレンドを捉えることを目指す「日中下落抑制戦略」を併せた運用戦略です。

### 当戦略の概要

#### ①「米国株式投資戦略」

(米国株式に追随)

米国株式市場の上昇局面でその恩恵を受けることを目指す戦略です。当ファンドは、実質的に運用資産額の100%程度をこの戦略に投資しています。

日中は常に作動する戦略

#### ②「日中下落抑制戦略」

(下落抑制効果の発揮)

予め定められたルールに基づき、株価先物取引を活用し日中の米国株式市場の下落傾向を捉えることで下落リスクの抑制を目的としています。

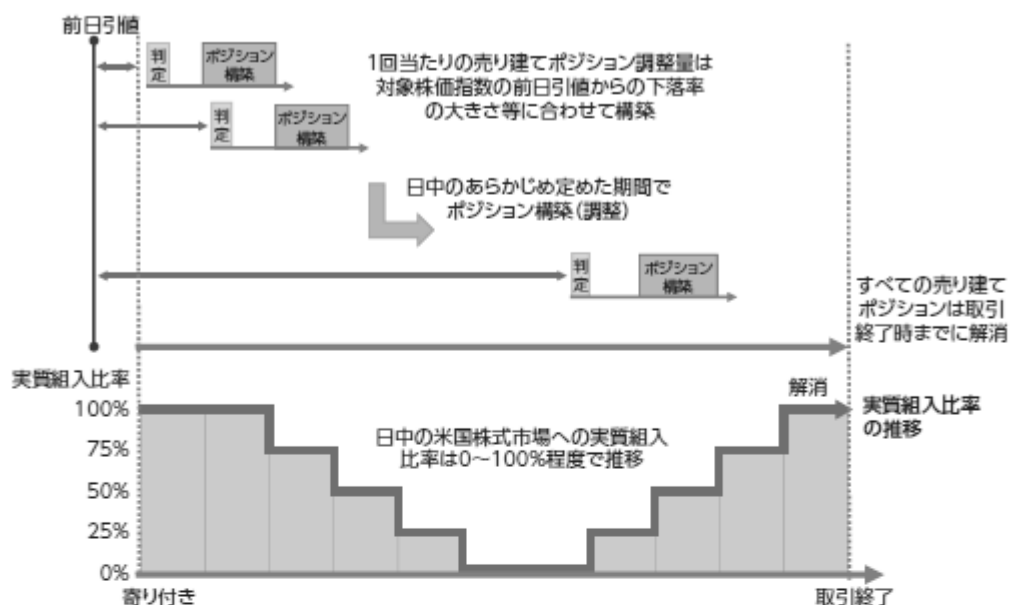
一定の条件下で発動する戦略

- ①「米国株式投資戦略」:米国の株価指数先物の買い建てを常時100%保有し、米国株式市場のパフォーマンスに概ね連動することを目指します。
- ②「日中下落抑制戦略」:予め定められたルール\*に基づいて米国の株価指数先物の売り建てを行い、下落リスクを軽減させることを目的としています。  
\*日中の相場の方向性を捉えるため、株価指数先物取引のトレンドを取引時間中に複数回観測し、そのシグナルの強さに応じて売り建てを0%～100%の範囲で調整します。

当ファンドは、上記2つの戦略に投資し、米国株式の中長期的な成長による恩恵を享受することを目指すと共に、日中の相場動向に応じてダイナミックなポジション構築が実行される日中下落抑制戦略によって下落リスクを軽減することで、中長期的に米国株式市場を上回る収益の獲得を目指します。

◆「米国株式投資戦略」は、米国株式市場の長期成長トレンドを捉えることによる収益獲得を目指して、株価指数先物の買い建てポジションを純資産総額の100%程度保有します。

◆「日中下落抑制戦略」は、米国株式市場の日中トレンドを捉えることによりパフォーマンス下落抑制を目指して、株価指数先物の売り建てポジションを活用します。



- ※上記はイメージ図であり、当該戦略の特徴や内容を正確に表したものではありません。
- ・日中のあらかじめ定めた判定期間において、S&P500種株価指数先物(以下、「対象株価指数」ということがあります。)の前日引値から一定水準以上下落した場合に売り建てポジションを構築します。
  - ・1回ごとに構築する売り建てポジション量は、対象株価指数の下落率の大きさ等に合わせた構築されます(1回当たりの売り建てポジション量は、最大で純資産総額の25%程度、当該取引日1日では、最大で純資産総額の100%程度まで売り建てポジションを拡大することがあります。また、前日引値からの下落率が一定水準に満たない場合には、売り建てポジションの構築を行いません。)
  - ・すべての売り建てポジションは当該取引日の取引終了時までには解消します。

◆日中の米国株式市場への実質組入比率は0~100%程度となります。  
後述の「<ご参考>米国株式マーケット・キャッチ戦略」をご参照ください。

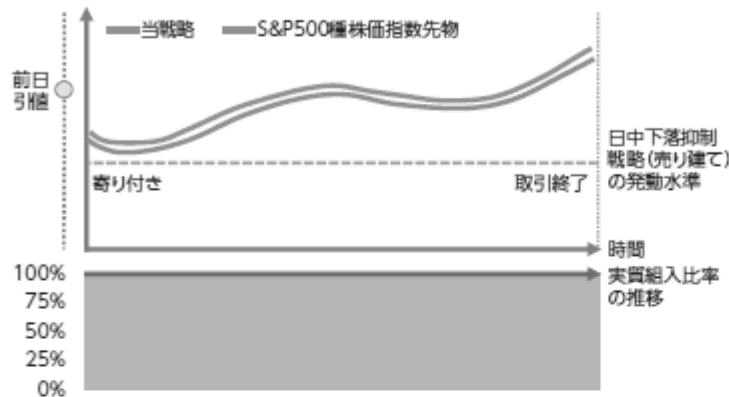
※当戦略のモデルにつきましては、今後継続的に検証されるモデルの有効性や市況を踏まえ、将来的な変更・調整が行われる可能性があります。

資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

## <ご参考>米国株式マーケット・キャッチ戦略

### <日中の取引イメージ>

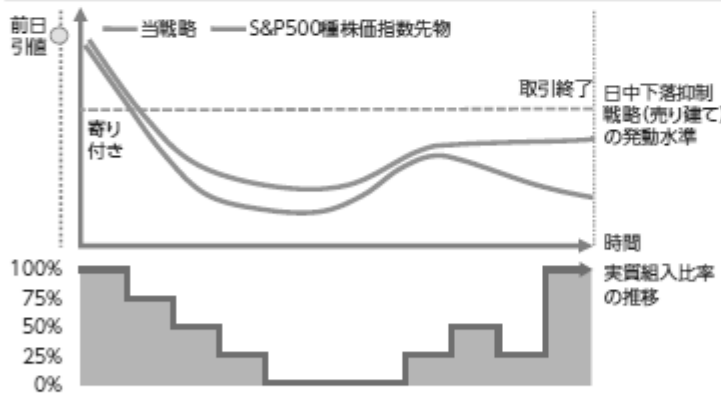
米国株式投資戦略 (米国株式の上昇傾向に追随する)



・株価指数先物の買い建てポジションは純資産総額の100%程度保有します。

・米国株式市場が上昇している局面では米国株式の動きに追随します。

日中下落抑制戦略が発動する場合(売り建てポジションを取り、下落幅の抑制を目指す)



・対象株価指数の前日引値からの下落率が一定水準(日中下落抑制戦略の発動水準)に達した場合には、株価指数先物の売り建てポジションを構築し、下落幅の抑制を目指します。

・1回当たりのポジション量は対象株価指数の下落率の大きさに合わせて構築され、取引日1日では最大で純資産総額の100%程度まで売り建てポジションを拡大する場合があります。

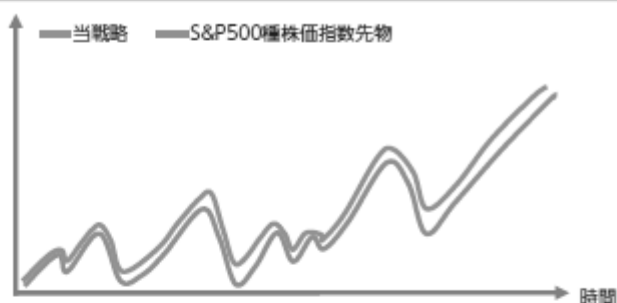
・すべての売り建てポジションは当該取引日の取引終了時までには解消します。

※上記はイメージ図であり、当該戦略の特徴や内容を正確に表したものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

<中長期的に目指す戦略のイメージ>

米国株式マーケット・キャッチ戦略  
(下落幅を抑えながら上昇傾向に追随し、米国株式を相対的に上回る運用を目指す)



・米国株式市場の上昇局面では上昇傾向に追随し、下落局面では下落幅を抑制することにより、中長期にわたって米国株式を相対的に上回るパフォーマンスを目指します。

※上記はイメージ図であり、当該戦略の特徴や内容を正確に表したものではありません。

●**特色③**

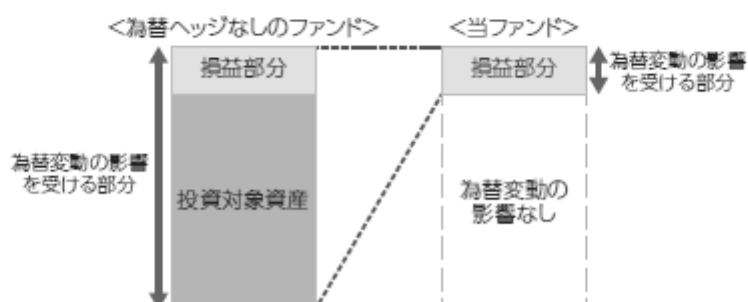
円建債券への投資割合は、原則として高位を維持します。

※投資対象の円建債券は当該債券の評価額と同額の担保が差し入れられる担保付円建債券であるため、債券に対するエクスポージャーは実質10%未満となります。

●**特色④**

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

◆ただし、実質組入外貨建資産は、米国株式マーケット・キャッチ戦略による運用から発生する損益部分等のみとなるため、為替変動による影響は限定されます。



当ファンドは円建債券を通じて実質的に米国の株価指数先物を活用しますが、先物取引に関しては、買い建て額ないしは売り建て額に対する為替変動の影響がないため、為替変動の影響は主として先物取引の評価損益部分となります。

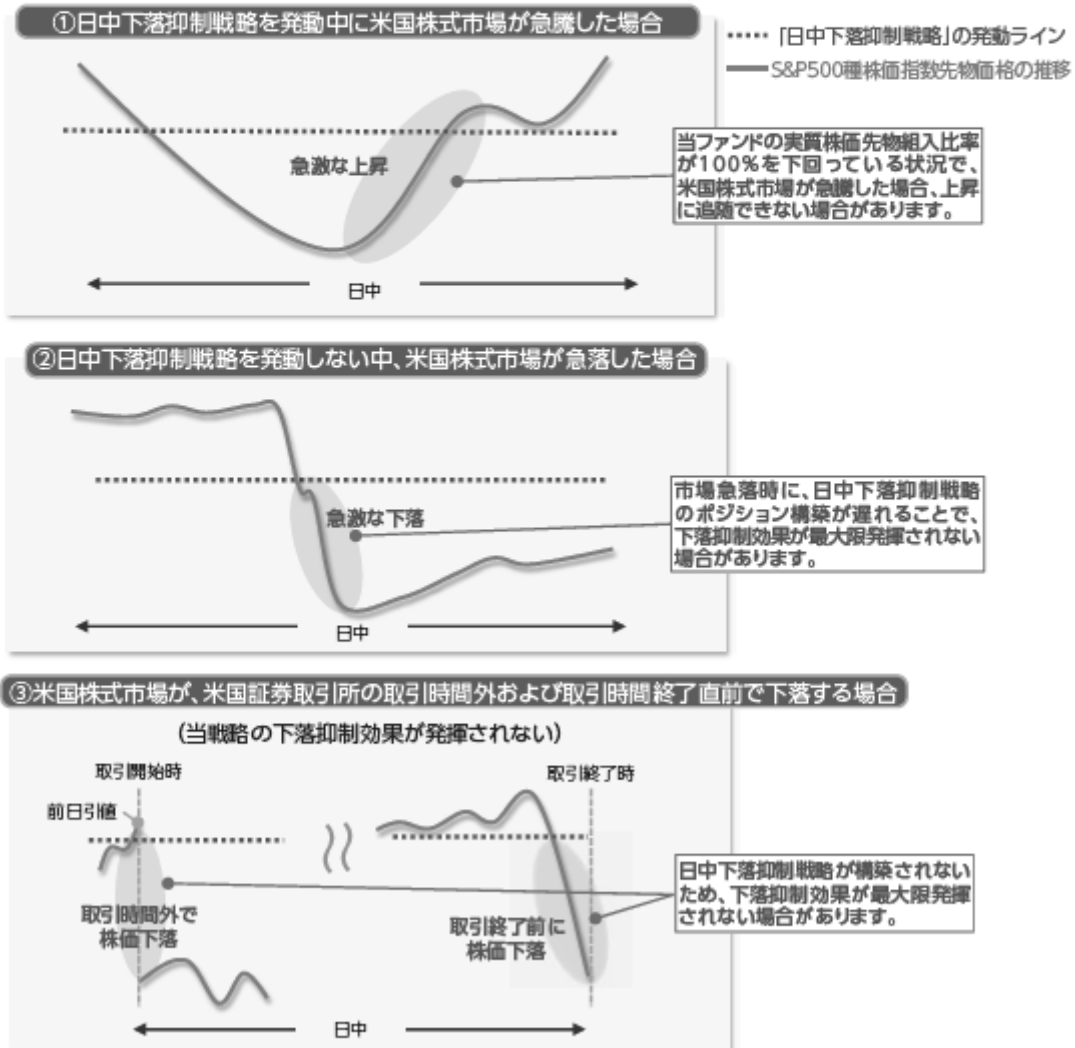
資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

## <ご参考>当戦略が効果を発揮しづらい局面

特定の環境下では、当戦略が意図した通りに機能しない場合があります。

以下は、代表的な例となります。

- ①日中下落抑制戦略を発動中に米国株式市場が急騰した場合
- ②日中下落抑制戦略を発動しない中、米国株式市場が急落した場合
- ③米国株式市場が、米国証券取引所の取引時間外および取引時間終了直前で下落する場合



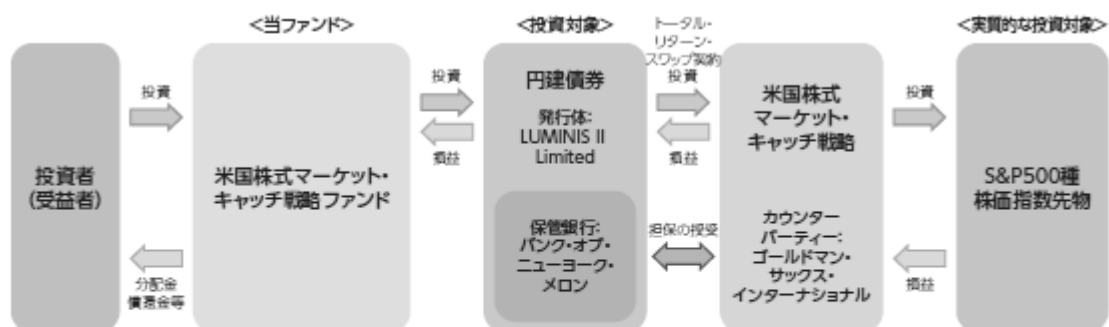
※上記はイメージ図であり、当戦略の内容を正確に表したものではありません。

## (2) 【ファンドの沿革】

2022年3月28日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】

### ①ファンドの仕組み



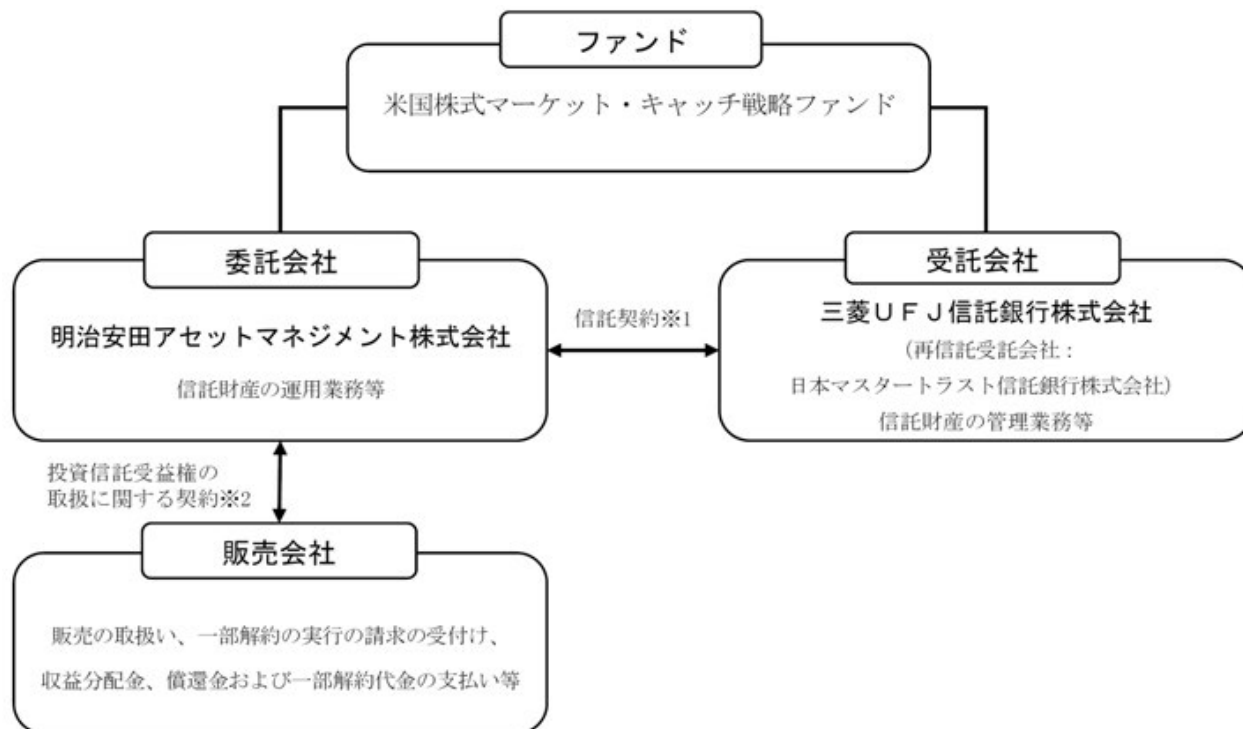
当ファンドはLUMINIS II Limited(ケイマン籍)が発行する円建債券に投資します。円建債券の発行会社はゴールドマン・サックスと米国株式マーケット・キャッチ戦略を対象とした担保付スワップ取引を行います。

※損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

※資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

### ②委託会社等およびファンドの関係法人

1. 委託会社 (委託者) : 明治安田アセットマネジメント株式会社  
信託財産の運用指図、投資信託説明書 (目論見書) および運用報告書の作成等を行います。
2. 受託会社 (受託者) : 三菱UFJ信託銀行株式会社  
信託財産の保管・管理業務等を行います。(受託会社は信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。)
3. 販売会社  
ファンドの販売会社として募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。



※1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

※2 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金および償還金の支払い、買取りおよび解約の取扱い等を規定しています。

③委託会社等の概況

1. 資本金の額（本書提出日現在） 10億円

2. 委託会社の沿革

1986年11月： コスモ投信株式会社設立

1998年10月： ディーアンドシーキャピタルマネージメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更

2000年2月： 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更

2000年7月： 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更

2009年4月： 商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更

2010年10月： 安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

3. 大株主の状況（本書提出日現在）

| 氏名又は名称       | 住所                | 所有株式数   | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合 |
|--------------|-------------------|---------|---------------------|
| 明治安田生命保険相互会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 | 18,887株 | 100.00%             |

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

#### ①基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目指して運用を行います。

#### ②投資対象

米国株式マーケット・キャッチ戦略のパフォーマンスに連動する投資成果を目指す円建債券を主要投資対象とします。

#### ③投資態度

1. 当ファンドは、米国株式マーケット・キャッチ戦略※のパフォーマンスに連動する投資成果を目指す円建債券（以下、「円建債券」ということがあります。）を主要投資対象とします。

※米国株式マーケット・キャッチ戦略とは、ゴールドマン・サックス・インターナショナルが提供する、米国株式市場の下落による影響を抑制しながら、米国株式市場の上昇トレンドを捉えることを目指す戦略です。

2. 円建債券を通じて、実質的に米国の株価指数先物取引を機動的に活用し、米国株式市場の「長期成長トレンド」と「日中トレンド」を捉えることにより、米国株式市場の下落の影響を抑えながら米国株式市場の中長期的な成長を捉えることを目指します。

<当戦略の概要>

◆米国株式市場の長期的な成長トレンドを捉えることを目指す米国株式投資戦略と、短期の日中トレンドを捉えることを目指す日中下落抑制戦略を併せた運用戦略です。

◆米国株式投資戦略は、米国株式市場の長期成長トレンドを捉えることによる収益獲得を目指して、株価指数先物の買い建てポジションを純資産総額の100%程度保有します。

◆日中下落抑制戦略は、米国株式市場の日中トレンドを捉えることによりパフォーマンス下落抑制を目指して、株価指数先物の売り建てポジションを活用します。

・日中のあらかじめ定めた判定期間において、S&P500種株価指数先物（以下、対象株価指数ということがあります。）の前日引値から一定水準以上下落した場合に売り建てポジションを構築します。

・1回ごとに構築する売り建てポジション量は、対象株価指数の下落率の大きさ等に合わせて構築されます。（1回当たりの売り建てポジション量は、最大で純資産総額の25%程度、当該取引日1日では、最大で純資産総額の100%程度まで売り建てポジションを拡大することがあります。また、前日引値からの下落率が一定水準に満たない場合には、売り建てポジションの構築を行いません。）

・すべての売り建てポジションは当該取引日の取引終了時までには解消します。

◆日中の米国株式市場への実質組入比率は0～100%程度となります。

3. 円建債券への投資割合は、原則として高位を維持します。

4. 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

◆ただし、実質組入外貨建資産は、米国株式マーケット・キャッチ戦略による運用から発生する損益部分等のみとなるため、為替変動による影響は限定されます。

5. 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



#### ④投資制限

1. 株式への投資は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権の行使により取得した株券、新株引受権証券および新株予約権証券の権利行使により取得した株券、社債権者割当または株主割当により取得した株券および優先株券に限るものとし、株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
2. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
3. 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
4. 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
5. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
6. 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
7. 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
8. 有価証券先物取引等は、約款所定の範囲で行います。
9. スワップ取引は、約款所定の範囲で行います。
10. 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款所定の範囲で行います。

#### (2) 【投資対象】

①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）
  - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- ニ. 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

②委託会社は、信託金を、主として、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券、新株引受権証券および新株予約権証券の権利行使により取得した株券、社債権者割当または株主割当により取得した株券および優先株券
2. 国債証券
3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券
  5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
  8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
  9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
  10. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
  11. コマーシャル・ペーパー
  12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
  13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号（7. で定めるものを除きます。）の証券または証書の性質を有するもの
  14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、7. で定めるものを除きます。）
  16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
  18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  20. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
  21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  22. 外国の者に対する権利で20. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書、13. ならびに18. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から7. までの証券および13. ならびに18. の証券または証書のうち2. から7. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ③委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの
- ④前②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ⑤委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。
- ⑥委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。
- ⑦委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

## ■追加的記載事項

### 《投資対象とする円建債券の概要》

|          |  |
|----------|--|
| 発行会社     | LUMINIS II Limited (ケイマン籍)   |
| 通貨       | 円  |
| 発行価格 (円) | 額面100円あたり100円  |
| 償還価格 (円) | 当債券は、米国株式マーケット・キャッチ戦略のパフォーマンス*に連動する投資成果を目指す円建債券で、償還価格は当戦略のパフォーマンスにより変動します。   |
| 主要な関係法人  | <トラスティ><br>バンク・オブ・ニューヨーク・メロン<br><カストディアン><br>バンク・オブ・ニューヨーク・メロン<br><スワップ・カウンターパーティ><br>ゴールドマン・サックス・インターナショナル  |
| 債券管理費用等  | 年率0.20%程度  |
| その他      | ・投資対象とする円建債券の発行会社はゴールドマン・サックスと米国株式マーケット・キャッチ戦略を対象とした担保付スワップ取引を行います。<br>・当債券に利息（利払）はありません。<br>・発行体やゴールドマン・サックス・インターナショナル等が債務不履行などの場合には、繰上償還されることとなります。繰上償還する場合、償還価格はスワップ取引の清算や担保資産の売却等を通じた時価で償還されません。 |

\*当債券がパフォーマンスを参照する米国株式マーケット・キャッチ戦略は、戦略手数料（年率0.25%程度）および戦略取引費用が控除されたものです。戦略取引費用は当戦略のポジションを構築するために発生する取引コスト相当額であり、市場環境に応じて当戦略が構築するポジションは変動しますので、事前に料率上限額等を表示することができません。

※上記は有価証券届出書提出日現在の情報に基づくものであり、変更となる場合があります。米国株式マーケット・キャッチ戦略および S&P500種株価指数につきましては、後述「■補足情報」をご参照ください。

## ■補足情報

### 米国株式マーケット・キャッチ戦略（以下「参照指数」といいます）について

#### <参照指数の概要>

前掲「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 ④ファンドの特色 ●特色②」をご参照ください。

#### <その他>

#### 参照指数に関する費用

参照指数の計算にあたり、戦略控除率（指数値に対し年率1.0%）および複製コスト（事前に水準を確定することが困難なため、水準を表示することはできません。）が控除されます。

※法令、規制の変更その他の理由によりこれらの戦略控除率および複製コストの水準は変更されることがあります。

#### 参照指数計算代理人

「参照指数計算代理人」は、当初は参照指数スポンサーであるゴールドマン・サックス・インターナショナルです。将来的には、別の者が参照指数計算代理人として参照指数スポンサーから任命される可能性があります。

## <その他の留意事項>

参照指数については、以下の留意事項があります。

### 1. 利益相反

#### ゴールドマン・サックスの役割の概要

- ・ GSI またはその関連会社（以下、個別にまたは総称して「ゴールドマン・サックス」といいます。）は、参照指数に関連して多様な役割を担います。  
GSI は、参照指数計算代理人として、参照指数の価額を計算しこれを公表すること、および参照指数スポンサーとして、随時、参照戦略に関して一定の決定を行うことにつき、責任を負います。
- ・ 参照指数は、GSI が開発したアルゴリズムに基づき、設計・運営されています。とりわけ、GSI は、パラメータを設定し、その範囲内で参照指数を運営します。GSI は、限られた場合を除き、通常、参照指数の運営に関していかなる裁量も行使せず、また参照指数に関していかなる受託者責任も有していません。
- ・ ゴールドマン・サックスは、総合金融サービスグループであり、参照指数および構成要素の価額に有利または不利な影響を与える可能性のある市場活動全般に従事しています。
- ・ ゴールドマン・サックスは、参照指数に含まれる一部の構成要素のスポンサーを務めており、その資格において、参照指数の価額に著しい影響を与える可能性のある決定を行う権限を有しています。
- ・ ゴールドマン・サックスは、随時、参照指数または参照指数の構成要素の計算代理人または第三者のデータ提供者に対して、直接または間接の議決権を有することがあります。

#### 潜在的な利益相反

ゴールドマン・サックスは、同社グループが商業的に合理的であると考える方法でその債務を履行しますが、同社グループの参照指数に関連する役割と同社グループの利益が相反する可能性があります。ゴールドマン・サックスは、とりわけその他の事業において、参照指数、参照指数に連動した商品、その構成要素、または構成要素が参照する投資商品もしくは構成要素に連動する投資商品（以下、「参照指数関連商品」といいます。）に経済的な利益を有している可能性があり、その利益に関連して、自ら適切とみなす一定の措置を講じることがあります。以下の行為を含む、これらの行為により、参照指数の水準が不利な影響を受ける可能性があります。

- ・ ゴールドマン・サックスは、参照指数に連動する商品、その構成要素、構成要素が参照する投資商品もしくは構成要素に連動する投資商品およびその他数多くの関連する投資商品の取引を活発に行っています。これらの行為により、参照指数の価額に負の影響がある可能性があり、さらに参照指数に連動する商品からのリターンおよび価額に影響を及ぼす場合があります。
- ・ ゴールドマン・サックスは、参照指数に連動する商品、その構成要素、構成要素が参照する投資商品もしくは構成要素に連動する投資商品に関連する情報を取得することがあります。ゴールドマン・サックスは、参照指数に連動する投資商品の取得者または購入者の利益のために、かかる情報を利用する義務を負いません。
- ・ ゴールドマン・サックスおよびその他の当事者は、参照指数もしくはその他の類似する戦略または構成要素が参照する有価証券を追加的に発行または引き受ける可能性があり、また、参照指数もしくはその他の類似する戦略または構成要素が参照するその他の投資商品を取引する可能性があります。これらの有価証券または投資商品への投資および取引量の増加により、参照指数の運用成績や参照指数の価額に影響がある可能性があり、よって参照指数に連動した商品の満期における支払金額および満期前の当該商品の価額に影響を及ぼす可能性があります。また、このような有価証券は、参照指数に連動する投資商品を競合することがあります。このように競合する投資商品を市場に導入することにより、ゴールドマン・サックスは、参照指数の運用成績や参照指数の価額に影響を及ぼす可能性があり、よって参照指数に連動した商品の満期における支払金額および満期前の当該商品の価額に影響が及ぶ可能性があります。ゴールドマン・サックスが、このような有価証券や投資商品の発行者、代理人、引受人または取引相手方となる場合、かかる有価証券や投資商品に関するゴールドマン・サックスの利益は、参照指数が連動する商品の保有者の利益と相反する場合があります。

- ・ゴールドマン・サックスによる特定の取引活動が、参照指数に連動した商品を購入するお客様の利益と相反する場合があります。例えば、ゴールドマン・サックスは、参照指数関連商品へのエクスポージャーを、その関連会社または第三者との間でヘッジすることを選択できます。当該関連会社または第三者は、同様に、直接または間接に、すべてまたは一部のエクスポージャーをヘッジ（先物およびオプション市場で行われる取引を通じて行われるヘッジを含みます。）する可能性があります。ゴールドマン・サックスがそのエクスポージャーをヘッジすることを選択した場合、参照指数関連商品を、参照指数の価額が算出される日以前に、購入または売却することによって、当該ヘッジを調整または解消することができます。ゴールドマン・サックスは、参照指数関連商品に関するヘッジ取引を契約、調整または解消することができます。当該ヘッジ取引のすべては、参照指数の価額および参照指数に連動するすべての商品に負の影響を及ぼす可能性があります。また、このことによって、参照指数に連動した投資商品の価額が下落する一方で当該取引活動によりゴールドマン・サックスが多額の利益を得る可能性があります。参照指数の価額には、参照指数と同様の構成要素に対するエクスポージャーを提供する投資ポジションを直接保有したと仮定すると投資家が負担することとなる複製コストなどが仮想的に反映され、随時減額されます。参照指数のエクスポージャーをヘッジするために要する実際の費用は、当該見積もりと乖離する可能性があり、実際に要する費用が見積もりよりも低額であった場合には、結果としてゴールドマン・サックスまたは参照指数に連動する商品の発行体が利益を得ることがあります。また、特定の市況下において、参照指数から控除される資産リバランスなどの料率は、当初見積もった水準から大きく増額されることがあり、参照指数の運用成績および価額に大きな負の影響を及ぼす可能性があります。かかる判断は、予め定められた手続による一定の制約を受けるものの、明示的な上限が定められているわけではなく、複製コストなどの増額的水準または適用期間は参照指数スポンサーの裁量によることとなります。
- ・ゴールドマン・サックスによる特定の取引活動が、参照指数に連動した商品を購入するお客様の利益と相反する場合があります。例えば、上記で述べたように、ゴールドマン・サックスは、自己の債務（もしあれば）をその関連会社または第三者との間でヘッジすることを選択できます。ゴールドマン・サックスは、それらの行為により多額の利益を受領し、他方で参照指数が参照する投資商品の価額は減額する可能性があります。
- ・ゴールドマン・サックスはまた、自己勘定のため、受託資産に係る他人勘定のため、または、取引の仲介として顧客のために、参照指数もしくは参照指数の構成要素に連動した投資商品または参照指数の構成要素において参照される投資商品に関連しブロック取引を含む取引を行うことがあります。かかる取引において、ゴールドマン・サックスの顧客は、他の投資家に入手可能となる前に、参照指数に関する情報を受領する可能性があります。これらの取引活動により、参照指数の運用成績や参照指数の価額に影響がある可能性があります。よって参照指数に連動した商品の満期における支払金額および満期前の当該商品の価額に影響を及ぼす可能性があります。
- ・参照指数の運営者またはスポンサーとして、GSI は、一定の状況下において、参照指数および参照指数に連動する商品に影響を及ぼすさまざまな決断を下す裁量を有しています。GSI は、参照指数関連商品（ゴールドマン・サックスの関連会社が発行する商品を含みます。）における支払金額を算出するためにこれらの裁量を行行使うことができます。GSI による裁量は、参照指数関連商品の投資家について考慮することなく行使され、参照指数の価額および参照指数に連動した商品の価額に負の影響を及ぼすおそれがあります。
- ・一つまたは複数の構成要素の運営者またはスポンサーとして、ゴールドマン・サックスの関連会社は、一つまたは複数の構成要素の価格水準の公表を停止することを含みますが、これに限定されなく、参照指数に対する負の影響を及ぼす決定にかかわる裁量権を行行使する権限を有しています。ゴールドマン・サックスの関連会社は、参照指数またはその連動する商品の投資者を考慮することなく、かかる裁量権を行行使うことができます。
- ・ゴールドマン・サックスは、将来において、参照指数または一つもしくは複数の構成要素と類似または同一のコンセプトを有するその他の指数を設定し公表する可能性があります。しかしながら、本書に言及されている構成要素の価格水準のみが、参照指数の計算に使用される価格水準です。したがって、それ以外の、株、債券、先物取引、コモディティ、不動産その他の資産を対象とする公表された指数が、いかなる投資家によっても、構成要素の価格水準として扱われることはありません（ただし、参照指数スポンサーまたは参照指数計算代理人が、本書で説明されるように、構成要素の価格水準として扱うことを決定した場合を除きます）。

## 2. リスク要因

### <参照指数に関するリスク要因>

参照指数に対する合成した投資に関わるリスク要因は、以下の通りです。ただし、以下は、参照指数に対する合成した投資に関わるリスクのすべてを記載しているわけではありません。参照指数の運用成績に連動する取引または商品に関連するリスク要因は、当該取引または商品に関する関連書類にも規定されています。

### 金融市場の構造の変化または類似の投資商品の増加により参照指数の価額に負の影響が生じる可能性があること

金融市場の構造が変化すること、または参照指数もしくは構成要素において用いられているのと同じまたは類似の投資戦略を採用する投資商品が増加することにより、かかる参照指数または構成要素が捕捉、計測または複製しようとする対象市場または経済的特性が、変化し、存在しなくなり、または時間の経過とともに期待収益が縮減する可能性があります。これにより、参照指数の価額に負の影響が生じる可能性があります。参照指数はこうした変化に応じて調整されることはありません。

### 参照指数はアクティブ・マネージド型ではないこと

構成要素の各ウェイトは、予め定められたルールに基づいて運営されるアルゴリズムを適用することにより、参照指数内で定期的にリバランスされます。参照指数および構成要素は、参照指数および構成要素に内在するリターンを超えてリターンを拡大するようなアクティブ・マネージド型ではありません。アクティブ・マネージド型の商品では、市場、政治、金融等の要因を考慮して、速やかに投資額を調整することがあり、そうでない商品よりも、それらの要因に直接的かつ適切に対応できる可能性があります。これに対し、参照指数のアルゴリズムは、各リバランス日において、予め定められた価額に各構成要素の配分比率をリバランスします。

### 投資対象はレバレッジの対象となり、これによりリスクが拡大する可能性があること

参照指数はレバレッジを使用し、構成要素に対する総エクスポージャーは100%を超える可能性があります。レバレッジの使用は特殊なリスクを生じさせ、構成要素の投資リスクを著しく増加させる可能性があります。レバレッジは、より大きな利回りおよびリターンの機会を生み出す一方で、損失および借入コストを増大させる可能性があります。レバレッジを使用して行った投資から得られた投資収入のうち、関連する借入コストを超える部分がある場合、これにより、構成要素の価値が（レバレッジをかけない場合と比べて）より早く増加する可能性があります。反対に、関連する借入コストがかかる投資収入を超える場合、構成要素の価値は（レバレッジをかけない場合と比べて）より早く低下する可能性があります。

### 参照指数の戦略が正のリターンを生み出すこと、また、参照指数がその他の代替の投資戦略を上回ることについて、保証するものではないこと

参照指数に連動する商品への投資によって実現し得る運用成果は、構成要素またはその他の関連するデリバティブ商品に直接投資することによって理論的に実現可能な運用成果とは大きく異なる可能性があります。

### 参照指数の過去の水準は、将来の運用成績の指針とならない場合があること

参照指数の過去の運用成績は、将来の運用成績の指針とはなりません。参照指数の価額が上がるか下がるかを予測することは不可能です。参照指数の将来における実際の運用成績は、参照指数の過去の価額とほとんど相関性がありません。

### 参照指数への投資は希薄化のリスクがあり、当該投資による収益を限定する可能性があること

参照指数は希薄化のリスクがあり、参照指数に連動する投資商品の投資家は、構成要素の価額の上昇または下落による（エクスポージャーが、ショートかロングかによる）投資効果を完全には享受できない可能性があります。希薄化とは、投資による収益または損失を一定の乗数を乗ずることによって、当該投資の価値が下落する局面においてはボラティリティや損失のリスクを軽減する一方で、当該投資の価値が上昇する局面において潜在的な収益を低減させる効果を有します。構成要素の価額が上昇または下落した場合であっても、参照指数に連動する投資は、同様の割合で上昇または下落するとは限らない点にご留意ください。

## 構成要素の一部は参照指数の通貨以外の通貨建てであるため、参照指数には為替レートの変動リスクがあること

参照指数は、参照指数の通貨に基づき計算されます。いくつかの構成要素は参照指数の通貨建てであるものの、参照指数にはその他の通貨建ての構成要素が含まれる場合もあります。したがって、参照指数は為替レートの変動リスクに晒されています。参照指数の価額への影響の度合は、それらその他の通貨（もしあれば）が参照指数の通貨に対して上昇するのか下落するのか、当該各通貨が参照指数に占める相対的なウェイト、およびシミュレーションに基づいて参照指数に組み込まれた通貨ヘッジの仕組みの影響に左右されます。為替レートは時間の経過により変動します。特定の為替レートは、インフレ率、金利水準、各国間の国際収支、国の黒字・赤字の程度、その他の金融、経済、軍事、および政治的要因をはじめ、経済または政治情勢に直接または間接の影響を及ぼす多くの要因の相互作用によるものです。参照指数には、シミュレーションに基づく通貨ヘッジの仕組みが組み込まれています。当該仕組みは、為替レートの変動が構成要素の価額に与えるプラスまたはマイナスの影響の大部分を相殺することを目的としています。しかしながら、関連する短期金融市場および参照指数の通貨建てではない構成要素の運用成績が反対方向または同じ方向に異なる程度に動いた場合には効果がありません。かかる変動の結果、投資家は依然として参照指数の価額に影響を及ぼす通貨変動リスクに晒されます。さらに、参照指数の通貨建てではない構成要素の通貨ヘッジの水準は、総合的な現金預金の運用成績に基づくため、通貨ヘッジの仕組みが、特定の構成要素の機能通貨と同じ機能通貨を使用する投資家が入手可能な構成要素のリターンと同一または同様のリターンを再現することは見込まれません。

## 参照指数に関する情報は、参照指数の運用成績を保証するものではありません。

参照指数の運営および／または潜在的なリターンに関する説明および過去の分析（「バックテスティング」）またはその他の統計的分析の資料が提供されることがありますが、参照指数の運営が開始される前に運用成績を推計するためのシミュレーション分析と仮想状況に基づくものです。ゴールドマン・サックスは、参照指数の運営が開始される前の仮想的な価額水準を計算するために入手可能な過去のデータを用いることができます。ゴールドマン・サックスは、当該過去のデータが入手不能または不完全であると判断した場合、過去のデータに代えて代替の情報源を用いることができ、さらに、参照指数の運営が開始される前の仮想的な価額水準を計算するために必要な算出方法に対する一定の変更を行うことがあります。参照指数がこれらの資料に沿って運用されあるいは過去に運営できたであろうことを確認または保証するものではありません。そのため、参照指数に関連して提供されるそれら資料またはそれらの分析に基づく仮想シミュレーションで予測されている過去のリターンは、参照指数の運用成績を反映するものではなく、参照指数の運用成績またはそのリターンを確認または保証するものでもありません。さらに、参照指数のバックテスティングは、第三者によりゴールドマン・サックスに提供された情報を基礎としています。ゴールドマン・サックスは、当該情報やデータの正確性や完全性について独自の検証をしておらず、かかる正確性や完全性について保証しません。また、ゴールドマン・サックスは、当該情報、データまたはバックテスティングに不正確、不完全、欠落または誤りがあった場合においても一切の責任を負いません。

## 参照指数が混乱事由等の対象となる可能性があること

構成要素につき混乱事由が発生した場合、参照指数スポンサーは、自らまたは参照指数計算代理人をして、混乱事由の影響を受けた構成要素の水準を決定する代替手法または関連するデータ情報源に対する調整、リバランスの延期または参照指数価額の公表の停止を含む調整を行うことがあります。参照指数スポンサーまたは参照指数計算代理人が、代替手法もしくは関連するデータ情報源に対する調整を行い、またはリバランスの延期を行った場合、参照指数価額は、このような調整等が行われなかった場合と比較すると相応に異なる可能性が高く、構成要素の価格水準、さらに参照指数の価額が下落する可能性があります。

また、先物取引市場においては取引障害が生じることがあります（一時的な混乱、市場流動性の欠如や投機目的での取引参加、政府による規制や介入などの要因を含む混乱を含みます。）。これらの混乱事由には、取引停止（長時間にわたるもの、構成要素に含まれる先物取引における取引に関するもの、かかる先物取引の一または複数が取引されている先物取引市場により課される「価格制限」（これにより、指定された価格の範囲外での取引ができなくなります。））が含まれます。また、先物取引市場においては、参照指数に含まれる先物取引が入れ替えられたり、上場廃止されたりすることがあります。先物取引の混乱、入替え、上場廃止



その他の事由により、参照指数の価額に負の影響がない、あるいは、その計算について悪影響がないという保証はありません。

#### **構成要素の変更が参照指数に影響を与えないこと**

ゴールドマン・サックスがスポンサーである構成要素を廃止した場合、または適用ある法令によって参照指数スポンサーが構成要素に関する取引を行えなくなった場合は、参照指数スポンサーは、その裁量において、同様の代替物が利用可能であると考えるときは、当該構成要素を新たな構成要素に差し替えることができます（義務は負いません。）。参照指数スポンサーが代替する構成要素に差し替えない場合、当該構成要素へはその後配分されません。このような対応は、参照指数の運用成績および価額に重大な影響を及ぼす可能性があります。

#### **参照指数に連動する投資による収益は参照指数の価額の計算に含まれる各種控除により調整されること**

参照指数の計算には、仮想的なコストの控除が含まれており、参照指数の水準を下落させる要因となります。かかる控除は、①構成要素へのエクスポージャーを維持しかつその運用成果を複製するコスト（かかるコストは、参照指数が該当する構成要素へのエクスポージャーを維持する限りにおいて随時適用され、「サービシングコスト」といいます）、②参照指数の構成要素のリバランスに伴い、構成要素に関連する取引を執行しまたは解約する際にかかるコスト（かかるコストは、リバランスの際にのみ発生し、「取引コスト」といいます）のいずれかまたは双方を反映することを意図しています。この①および②のコストは、構成要素によって異なります。これらの参照指数に含まれるコストは、参照指数の運用成果から控除されます。また、参照指数の価額は、該当する参照指数のルールに含まれる一定の固定利率を控除することによって低減することがあります。これに加え、関連する戦略書類に指定されている場合には、さらなる控除がなされる場合があります。

#### **参照指数には、仮想的なサービシングコストおよび取引コストが含まれており、参照指数スポンサーが行うヘッジ取引に係る実際のサービシングコストおよび取引コストよりも高額である可能性があること**

参照指数の計算に含まれ反映される参照指数のコストは、予め決定された利率を参照して計算され、該当する構成要素またはその要素に対する投資を行った場合に生じる実際のまたは実現したサービシングコストおよび取引コストの水準を必ずしも反映するわけではありません。したがって、その額は、実際のコストと比較してより随時高額になったり低額になったりします。ゴールドマン・サックスは、参照指数に含まれるコストが、ゴールドマン・サックスにより行われるヘッジ取引に係る実際のサービシングコストまたは取引コストを上回る場合、利益を得ることとなります。

#### **市場の状況によっては、参照指数より控除される複製コストが増加する可能性があること**

市場の状況によっては参照指数スポンサーは、参照指数から控除されるコストの大幅な増加を決定することがあります。なお、これらの増加について上限水準は定められておりません。当該決定は予め定められた手続による制限を受けるものの、増加された複製コストは、当初の水準を大幅に上回る可能性があります。さらに、かかる市況が短期間で終わることもありますが、より長い期間において、増加された複製コストが参照指数から控除されることがあります。これらのことが参照指数の実績および価額に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

#### **参照指数スポンサーおよび計算代理人は第三者および内部・外部の情報源に依拠しており、当該情報は一般には入手不可能であるか、または不正確である可能性があるほか、参照指数スポンサーおよび計算代理人に用いられる情報は参照指数の価額に影響を及ぼす可能性があること**

参照指数スポンサーおよび計算代理人は、第三者のブローカー、外部のディーラーその他内部・外部の情報源から参照指数の価額の計算に必要な情報や、構成要素の配分比率の決定に必要な情報を取得しています。これらの情報は、一般には入手不可能であるか、または不正確である可能性があり、また、参照指数の価額の計算のための用いられる情報は、参照指数の価額の計算に影響をおよぼす可能性があります。

参照指数に連動する商品の入手や投資を検討している場合、それらの構成要素に関する情報を注意深く読み理解する必要があります。それらの情報は、「構成要素の概要」に掲載されています。しかしながら、ゴールドマン・サックスは、かかる情報の正確性について何ら保証を行わず、かかるデータの正確性またはかかるデータの不正確性が参照指数に及ぼす影響について何ら責任を負いません。

### 参照指数は訂正されたデータに基づき計算されるものではないこと

参照指数の構成要素の配分比率の計算において用いられた値が事後的に訂正された場合、計算代理人は、訂正された値ではなく、当該訂正前の値を用いて配分比率の計算を行うことがあります。この結果、訂正された値が用いられた場合から運用成果が乖離することがあり、場合によっては重大な乖離となる場合があります。

### 参照指数は変更される可能性または利用不能になる可能性があること

参照指数スポンサーは、参照指数の提供を停止する権利を持つものとし、その結果、参照指数に連動していた商品の価額またはリターンが低下する可能性があります。また、参照指数スポンサーは、一定の変更について検討するため、参照指数コミッティーを招集する権利を留保しています。なお当該変更は参照指数に連動する商品の保有者の利害とは関係なく、実施される可能性があります。

さらに、参照指数の価額の算出方法に関する参照指数のスポンサーの決定および内部規則が、その価額に影響を与える可能性があります。また参照指数のスポンサーは、参照指数計算代理人が継続的に参照指数の価額を算出することを保証する義務を負わず、参照指数計算代理人はいつでも算出を停止することができます。

### ＜日中トレンド戦略指数に関するリスク要因＞

#### 参照指数の構成要素である日中トレンド戦略指数はショートのエクスポージャーをとる可能性があること

参照指数の構成要素である日中トレンド戦略指数は、その配分がゼロ未満になる、すなわち当該構成要素に対してショート・ポジションをとることがあります。構成要素に対してショート・ポジションをとるということは、参照指数が、当該構成要素に対して負のエクスポージャーを有すること、ならびに、当該構成要素の価額が上昇した場合には参照指数の価額は負の影響を受けること、および、当該構成要素の価額が下落した場合には参照指数の価額は正の影響を受けることを意味します。したがって、当該構成要素の価額が上昇したとしても、参照指数の運用成果がある一定期間においては下落する可能性があることにご留意ください。さらに、ショート・ポジションをとることにより、上限なく損失が発生しうるため、当該構成要素の価額の上昇により、参照指数の価額が、当該構成要素に係る配分比率よりも大きく下落する可能性があります、参照指数の価額がゼロになる可能性があります。

#### 日中トレンド戦略指数は、先物取引の価格の価格変動率が上昇した場合や執行期間の間（またはその期間と期間との間）に大きな価格変動があった場合、日中トレンド戦略指数が他の指数の運用成果に劣る可能性があること

日中トレンド・シグナルの計算および機械的に行われる先物取引の価格は、該当する先物契約の価格の時間加重平均を参照して決定されています。この先物契約の価格の価格変動率が上昇した場合や執行期間の間（またはその期間と期間との間）に大きな価格変動があった場合には、アルゴリズムによって生成される（またはされない）シグナルの方向性、日中トレンド戦略に数において参照される仮想的な取引の枚数および価格に対して影響を及ぼすことがあります。この結果、日中トレンド戦略指数は、代替的な手法や異なる執行期間を用いる類似の指数の運用成果に劣る可能性があります。

### 3. 免責事項

以下の免責事項は、参照指数に関連するすべての免責事項を列挙しその説明を意図するものではありません。

参照指数は、ゴールドマン・サックスの知的財産です。

ゴールドマン・サックスは、参照指数、その算出手法、その計算、参照指数に含まれるあらゆるデータもしくは情報、参照指数が基づくあらゆるデータもしくは情報、参照指数一般規定または参照指数条件補足書について、その品質、正確性または完全性を保証しません。参照指数スポンサーは、本書もしくは参照指数における誤謬、脱漏、遅延もしくは障害について、または第三者その他の者におけるこれらの問題について、一切責任を負わないものとします。

参照指数スポンサーまたは参照指数計算代理人（またはそれぞれの関連会社もしくは子会社、それぞれの取締役、役員、従業員、代表者、受任者もしくは代理人）のいずれも、構成要素の変更またはその差替を含むがこれらに限定せず、参照指数もしくは参照指数の価額の提供（も

しくはその不履行) およびある者による参照指数もしくは参照指数の価額の使用に関して行われた (もしくは行われなかった) あらゆる決定または事柄について、(過失の結果であるか否かにかかわらず) いかなる者に対しても責任を負わないものとします。参照指数スポンサーまたは参照指数計算代理人のいずれも、受託者としてではなく本人として行動し、参照指数について受託責任を負うものではありません。参照指数の計算にあたり、参照指数計算代理人は、第三者である情報源からデータおよび情報を取得し、利用します。参照指数計算代理人または参照指数スポンサー (またはそれぞれの関連会社もしくは子会社、またはそれらの取締役、役員、従業員、代表者、受任者もしくは代理人) のいずれも、かかる情報を独自に検証せず、かかるデータもしくは情報の品質、正確性または完全性について、何ら保証しません。したがって、参照指数計算代理人または参照指数スポンサー (またはそれぞれの関連会社もしくは子会社、それぞれの取締役、役員、従業員、代表者、受任者もしくは代理人) のいずれも、参照指数の品質、正確性または完全性について何ら保証しません。参照指数計算代理人または参照指数スポンサーのいずれも、参照指数の価額の算定または頒布における誤謬について、(契約、不法行為その他のいずれによるかを問わず) いかなる者に対しても何ら責任を負わないものとし、また、参照指数計算代理人または参照指数スポンサーのいずれも、自らが認識することとなった誤謬について、いかなる者に対してもこれを通知する義務を何ら有していません。参照指数計算代理人または参照指数スポンサー (またはそれぞれの関連会社もしくは子会社、それぞれの取締役、役員、従業員、代表者、受任者もしくは代理人) のいずれも、(A) 参照指数に連動した取引に関連するリスクの取得または引き受けの適否、(B) 特定の日時における参照指数の価額、(C) 参照指数または参照指数のいずれかの構成要素の運用成績に連動した商品において投資家に発生する損益、または (D) その他の事項について、明示的か黙示的かを問わず、何らの表明または保証も行いません。

参照指数に連動する商品の取得を検討している場合、取得前に自身の財務、税務、投資および法律顧問に相談すべきです。参照指数計算代理人または参照指数スポンサー (またはそれぞれの関連会社もしくは子会社、それぞれの取締役、役員、従業員、代表者、受任者もしくは代理人) のいずれも顧問または受託者として行為しません。

参照指数計算代理人または参照指数スポンサー (またはそれぞれの関連会社もしくは子会社、それぞれの取締役、役員、従業員、代表者、受任者もしくは代理人) のいずれも、参照指数、これに含まれるあらゆるデータもしくは情報、またはこれが基づくあらゆるデータもしくは情報に関する商品性または特定目的への適合性について、明示的か黙示的かを問わず、何らの表明または保証も行わず、またそれぞれがこれらについて否認します。

参照指数は構造化されており、参照指数の価額は当該指数に連動するいかなる取引も考慮せずに算出されます。参照指数スポンサーおよび参照指数計算代理人は、参照指数の構造化、参照戦略の価額の算出、参照指数に関連する裁量権の行使または決定に際して、いかなる者の利益についても考慮する義務はありません。

上記の内容を制限することなく、いかなる場合においても、参照指数計算代理人または参照指数スポンサーは、直接的、間接的、特別、懲罰的、派生的またはその他の損害 (逸失利益を含みます。) について、かかる損害の可能性について通知を受けていたとしても、(契約、不法行為その他によるかを問わず) いかなる者に対しても何ら責任を負いません。

本免責事項の内容のいずれも、かかる責任の排除または制限が法律で認められていない場合は、責任を排除または制限するものではありません。

## S&P500種株価指数について（免責事項）

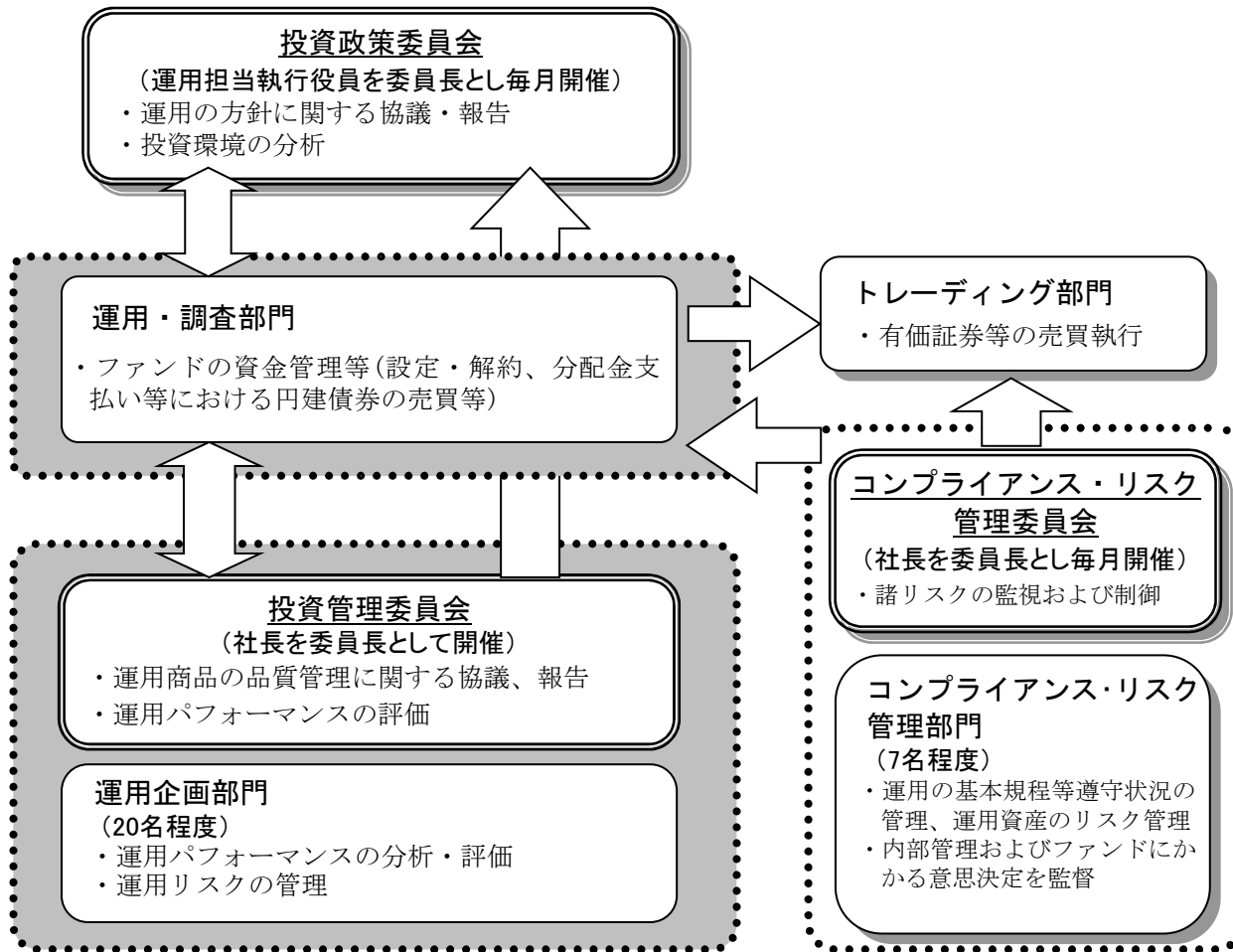
S&P500<sup>®</sup>はS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社（「SPDJI」）の商品であり、これを利用するライセンスが明治安田アセットマネジメント株式会社に付与されています。Standard & Poor's<sup>®</sup>およびS&P<sup>®</sup>は、Standard & Poor's Financial Services LLC（「S&P」）の登録商標で、Dow Jones<sup>®</sup>は、Dow Jones Trademark Holdings LLC（「Dow Jones」）の登録商標です。指数に直接投資することはできません。米国株式マーケット・キャッチ戦略ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社（総称して「S&P Dow Jones Indices」）によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indicesは、米国株式マーケット・キャッチ戦略ファンドの所有者またはいかなる一般人に対して、株式全般または具体的に米国株式マーケット・キャッチ戦略ファンドへの投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追跡するS&P500の能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。指数の過去のパフォーマンスは、将来の成績を示唆または保証するものでもありません。S&P500に関して、S&P Dow Jones Indicesと明治安田アセットマネジメント株式会社との間にある唯一の関係は、当インデックスとS&P Dow Jones Indicesおよび/またはそのライセンサーの特定の商標、サービスマーク、および/または商標名のライセンス供与です。S&P500は明治安田アセットマネジメント株式会社または米国株式マーケット・キャッチ戦略ファンドに関係なく、S&P Dow Jones Indicesによって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indicesは、S&P500の決定、構成または計算において明治安田アセットマネジメント株式会社または米国株式マーケット・キャッチ戦略ファンドの所有者のニーズを考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indicesは、米国株式マーケット・キャッチ戦略ファンドの価格および数量、または米国株式マーケット・キャッチ戦略ファンドの発行または販売のタイミングの決定、もしくは場合によっては米国株式マーケット・キャッチ戦略ファンドが将来換金、譲渡、または償還される計算式の決定または計算に関して、責任を負わず、またこれに関与したこともありません。S&P Dow Jones Indicesは、米国株式マーケット・キャッチ戦略ファンドの管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義務または責任も負いません。S&P500に基づく投資商品が、指数のパフォーマンスを正確に追跡する、またはプラスの投資収益率を提供する保証はありません。S&P Dow Jones Indices LLCは投資または税務の顧問会社ではありません。免税証券のポートフォリオへの影響や特定の投資決断の税効果の評価は、税務顧問会社に相談してください。指数に証券が含まれることは、S&P Dow Jones Indicesがかかる証券の売り、買い、またはホルドの推奨を意味するものではなく、投資アドバイスとして見なしてはなりません。

S&P DOW JONES INDICESは、S&P500またはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信（電子通信も含む）を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、または完全性を保証しません。S&P DOW JONES INDICESは、これに含まれる過誤、遺漏または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、商品性、特定の目的または使用への適合性、もしくはS&P500を使用することによって、またはそれに関連するデータに関して、明治安田アセットマネジメント株式会社、米国株式マーケット・キャッチ戦略ファンドの所有者、またはその他の人物や組織が得られる結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P DOW JONES INDICESは、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESのライセンサーを除き、S&P DOW JONES INDICESと明治安田アセットマネジメント株式会社との間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

### (3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

- ①投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
- ②ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
- ③ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が中心となって行います。
- ④投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。



- ・ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」および基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ・ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

※ファンドの運用体制等は、2023年12月29日現在のものであり、今後変更となることがあります。また、委託会社のホームページ (<https://www.myam.co.jp/>) の会社案内から、運用体制に関する情報がご覧いただけます。

#### <受託会社に対する管理体制>

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

#### (4) 【分配方針】

##### ①収益分配方針

年1回（12月8日。休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
3. 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

##### ②収益の分配方式

1. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
  - a. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  - b. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 毎計算期末において信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

##### ③収益分配金の支払い

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。収益分配金の支払いは、販売会社において行います。なお、分配金再投資コースでお申込みの受益権にかかる収益分配金は、原則として税金を差し引いた後、決算日の基準価額で翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。



2. 前1. の信用取引の指図は、次の a. ～f. に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の a. ～f. に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
- a. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  - b. 株式分割により取得する株券
  - c. 有償増資により取得する株券
  - d. 売出により取得する株券
  - e. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
  - f. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前 e. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### ⑨同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

#### ⑩先物取引等の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### ⑪スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。



2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
5. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### ⑫金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### ⑬デリバティブ取引等にかかる投資制限

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

#### ⑭有価証券の貸付けの指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
  - a. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - b. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前1. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### ⑮有価証券の空売りの指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない有価証券または約款の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

2. 前1. の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前2. の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### ⑯有価証券の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。
2. 前1. の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前2. の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 前1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

#### ⑰特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### ⑱外国為替予約取引の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
2. 前1. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 前2. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### ⑲資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<法律等で規制される投資制限>

①同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

②デリバティブ取引の投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスクと留意点

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、価格変動の影響を受け、基準価額は変動します。これらの運用により信託財産に生じた運用成果（損益）はすべて投資者の皆さまに帰属します。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

#### ①値動きの主な要因

##### 1. 株価変動リスク

当ファンドが主要投資対象とする円建債券は株価指数（それらを原資産とする株価指数先物取引を含む）のパフォーマンスにより償還価格が変動する性質をもっています。株価指数（株価指数を構成する銘柄の価格）が下落した場合や株価指数の値動きが期待したものと異なった場合には基準価額の下落の要因となります。

##### 2. 債券価格変動リスク

債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

##### 3. 為替変動リスク

外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。

ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

ただし、当ファンドの実質組入外貨建資産は、米国株式マーケット・キャッチ戦略による運用から発生する損益部分等のみとなるため、為替変動による影響は限定されます。

##### 4. 流動性リスク

有価証券等を売買しようとする際、需要または供給が少ないため、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できなくなることがあります。ファンドが保有する資産の市場における流動性が低くなった場合、売却が困難となり、当該資産の本来的な価値より大幅に低い価格で売却せざるを得ず、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

##### 5. 信用リスク

投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

当ファンドが主要投資対象とする円建債券の発行体の信用力が経営不振等により大幅に低下あるいは倒産した場合やスワップ等取引の相手方に債務不履行等が起こった場合、その影響を大きく受け、ファンドの基準価額を大幅に下げる要因となります。

なお、主要投資対象とする円建債券の取引に係わる業者は少数であることが多いため、取引に際しコストがかかる場合や取引の制約が生じることもあります。

#### 6. 先物取引に関するリスク

株価指数先物は、投資対象となる原資産（株式）の値動きや先物市場の需給などの影響を受けて価格が変動するため、ファンドはその影響を受けます。

買い建てている対象株価指数が下落した場合や売り建てている対象株価指数が上昇した場合には損失が発生し、基準価額を下落させる要因となります。

#### 7. 取引手法に関するリスク

当ファンドの実質的な投資対象市場である米国株式の価格が上昇した場合でも、収益を得られなかったり損失が発生したりする場合があります。

投資環境によっては戦略が効果的に機能しない場合や理論上期待される価格とは大きく異なる動きをする場合があります、基準価額の下落の要因となります。また、予期せぬ市場の混乱等により取引所閉鎖や売買停止などが発生した場合には、投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。

#### 8. カントリーリスク

当ファンドの実質的な投資対象国・地域において、政治・経済および社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱した場合または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり運用方針に沿った運用が困難になることがあります。

#### 9. 早期償還リスク

当ファンドが主要投資対象とする円建債券の発行体やスワップ等取引の相手方が債務不履行となった場合もしくは法令または税制の変更等により早期償還となる場合は、繰上償還を行います。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

### ②その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 主要投資対象とする円建債券の価格は、円建債券を通じて投資する実質的な投資対象の価格変動以外に、取引に関わる関係法人の財務状況の変化等およびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。円建債券の価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。
- 当ファンドは、純資産総額の100%程度相当となる株価指数先物を実質的に保有することに加え、株価指数先物を活用した日中下落抑制戦略（指数先物取引の売り建てポジション構築）を併せて行うため、米国株式市場の取引時間中に純資産総額を上回って投資を行うことがあります。日中下落抑制戦略は取引日の取引終了時までには解消しますが、予期せぬ市場の混乱等により取引所閉鎖や売買停止などが発生した場合には、取引終了時までには当該戦略で構築したポジションを解消できない場合があります。  
そのため、対象株価指数の値動きの影響を受け、基準価額が大きく変動することがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。

- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

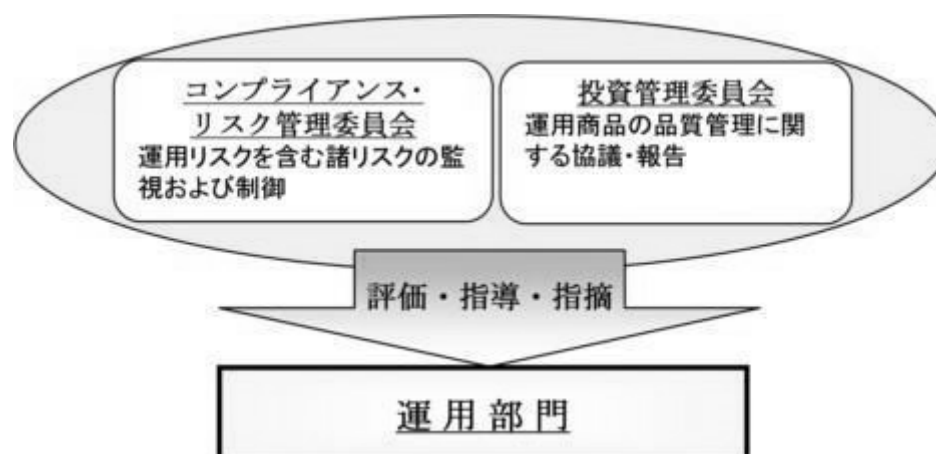
投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

## （2）リスク管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

- ①コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指示・指摘を行います。
- ②投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



### <流動性リスク管理体制>

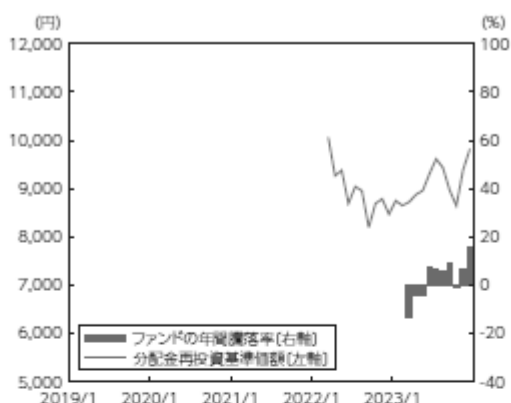
流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理体制について、監督します。

※ファンドのリスク管理体制等は、2023年12月29日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(3) 参考情報

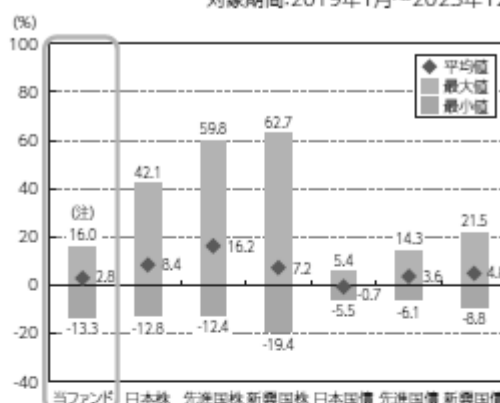
当ファンドの年間騰落率および  
分配金再投資基準価額の推移



※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額(税引前の分配金を再投資したもものとして算出しており、実際の基準価額と異なる場合があります。以下同じ。)および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。  
※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。  
(注)当ファンドは、設定日以降のデータで表示しております。

当ファンドと他の代表的な  
資産クラスとの騰落率の比較

対象期間:2019年1月~2023年12月



※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ(60個)を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。  
※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額(税引前の分配金を再投資したもものとして算出)をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。  
※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。  
(注)当ファンドは、設定日以降のデータで表示しております。したがってデータの個数が異なります。

<各資産クラスの指数について>

| 資産クラス | 指数名称                               | 権利者                           |
|-------|------------------------------------|-------------------------------|
| 日本株   | 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)                | 株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社     |
| 先進国株  | MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)          | MSCI Inc.                     |
| 新興国株  | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース) | MSCI Inc.                     |
| 日本国債  | NOMURA-BPI(国債)                     | 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社 |
| 先進国債  | FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし、円ベース)    | FTSE Fixed Income LLC         |
| 新興国債  | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)  | J.P.Morgan Securities LLC     |

(注)海外指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

※各資産クラスの指数の騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性、適法性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

## <代表的な資産クラスの指数について>

**東証株価指数（TOPIX）（配当込み）**は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

**MSCI-KOKUSAI 指数**は、MSCI Inc. が算出する日本を除く世界主要国の株式市場を捉える指数として広く認知されているものであり、MSCI-KOKUSAI 指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。MSCI Inc. は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

**MSCI エマージング・マーケット・インデックス**は、MSCI Inc. が算出する新興国の株価の動きを表す代表的な指数であり、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。MSCI Inc. は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

**NOMURA-BPI（国債）**は、日本国債の市場全体の動向を表す、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社の知的財産です。野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

**FTSE 世界国債インデックス**は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLC は、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利は FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

**JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド）**は、J.P.Morgan Securities LLC（JP モルガン）が公表している、エマージング諸国の国債を中心とした債券市場の合成パフォーマンスを表す指数として広く認知されているものであり、JPモルガンの知的財産です。JPモルガンは当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。



#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは、販売会社にお問合せください。

※購入時手数料は購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。

※収益分配金を再投資する場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

##### (2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料および信託財産留保額はありませぬ。

##### (3) 【信託報酬等】

ファンドの純資産総額に対し、年0.77%（税抜0.7%）の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（該当日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。

信託報酬における委託会社、販売会社、受託会社間の配分および役務の内容は、次の通りです。

##### <内訳>

| 配分   | 料率（年率）          |
|------|-----------------|
| 委託会社 | 0.308%（税抜0.28%） |
| 販売会社 | 0.44%（税抜0.4%）   |
| 受託会社 | 0.022%（税抜0.02%） |
| 合計   | 0.77%（税抜0.7%）   |

##### <内容>

| 支払い先 | 役務の内容   |
|------|---|
| 委託会社 | ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類（目論見書、運用報告書、有価証券報告書・届出書等）の作成・印刷・交付および届出等にかかる費用の対価 |
| 販売会社 | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価                               |
| 受託会社 | ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価  |
| 合計   | 運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の日々の基準価格×信託報酬率                                      |

※当ファンドの信託報酬率等の他に、主要投資対象とする円建債券にかかる債券管理費用がかかります。

※上記は有価証券届出書提出日現在のものであり、将来的に変動することがあります。

※上記は運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

①信託財産の監査にかかる費用（監査費用）として、監査法人に年0.0055%（税抜0.005%）を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。

②信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

①個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

<収益分配金（普通分配金）に対する課税>

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収（申告不要）となります。なお、確定申告による申告分離課税または総合課税を選択することもできます。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

| 税率                        |
|---------------------------|
| 20.315%（所得税15.315%、地方税5%） |

<一部解約時および償還時に対する課税>

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、源泉徴収ありの特定口座を選択している場合は、源泉徴収（原則として、確定申告は不要）となります。

| 税率                        |
|---------------------------|
| 20.315%（所得税15.315%、地方税5%） |

### <損益通算について>

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。以下同じ。）の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）および利子所得の金額との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

詳しくは販売会社にお問合わせください。

#### 2. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。源泉徴収された所得税は、法人税の額から控除できます。

| 税率                  |
|---------------------|
| 15.315%（所得税15.315%） |

#### ②個別元本方式について

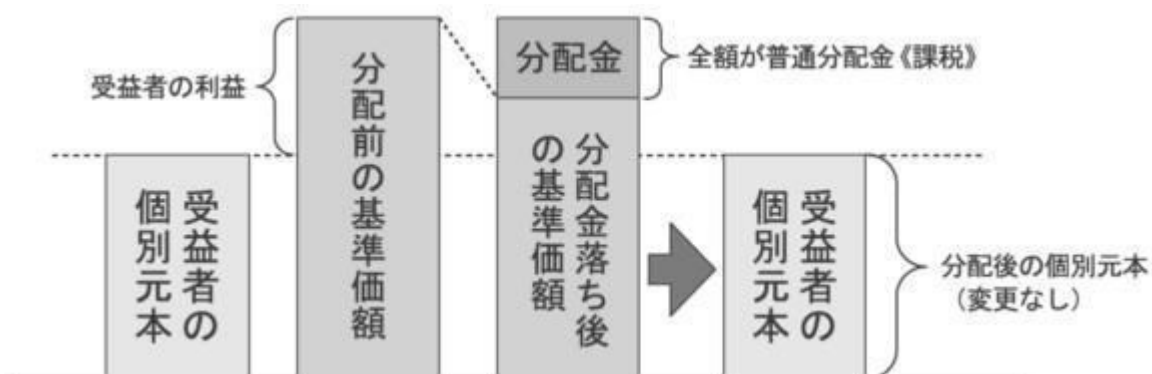
1. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一取扱販売会社であっても複数支店で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の計算が行われる場合があります。
3. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### ③収益分配金の課税について

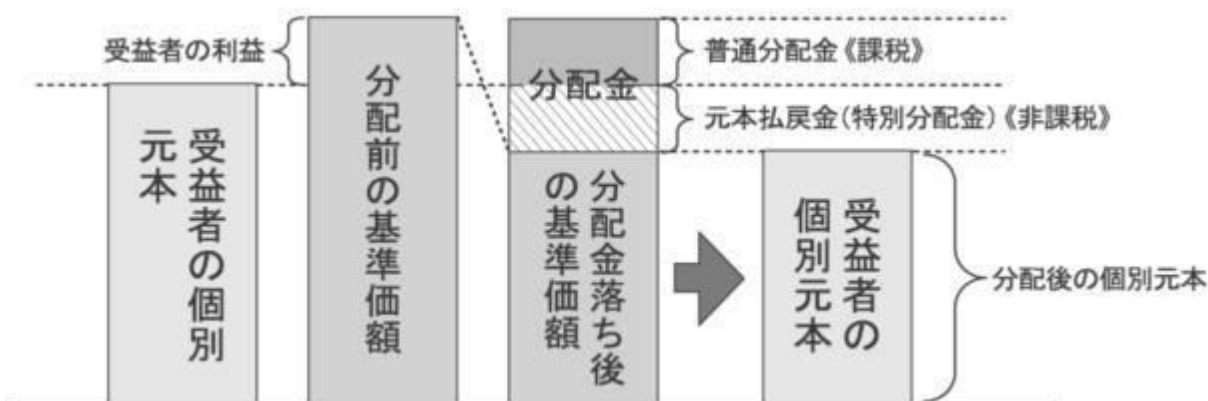
収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）があります。

1. 収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
2. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、収益分配金の発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の受益者の個別元本になります。

1. の場合



2. の場合



※上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※課税上は、株式投資信託として取扱われます。

※当ファンドは、配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。

※当ファンドは、NISAの対象外です。詳しくは、販売会社へお問合わせください。

※2024年1月より NISA 制度が新しくなりました。2023年末までに一般 NISA およびつみたて NISA において購入された商品は旧 NISA 制度における非課税措置が適用されます。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出型年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※上記は2024年1月1日現在のもので、税法が改正された場合等は、上記内容が変更されることがあります。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

## 5 【運用状況】

以下は2023年12月29日現在の運用状況です。

※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

※投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

### (1) 【投資状況】

米国株式マーケット・キャッチ戦略ファンド

| 資産の種類               | 国／地域 | 時価合計 (円)      | 投資比率 (%) |
|---------------------|------|---------------|----------|
| 社債券                 | ケイマン | 1,093,293,000 | 98.69    |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | —    | 14,531,260    | 1.31     |
| 合計(純資産総額)           |      | 1,107,824,260 | 100.00   |

### (2) 【投資資産】

#### ① 【投資有価証券の主要銘柄】

米国株式マーケット・キャッチ戦略ファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

| 順位 | 国／地域     | 種類      | 銘柄名   | 数量又は<br>額面総額  | 帳簿価額<br>単価<br>(円) | 帳簿価額<br>金額<br>(円) | 評価額<br>単価<br>(円) | 評価額<br>金額<br>(円) | 利率<br>(%) | 償還期限      | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|----------|---------|---|---------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------|-----------|-----------------|
| 1  | ケイ<br>マン | 社債<br>券 | ゴールドマン・<br>サックス<br>ユーロ円債<br>バスケット・<br>シリーズ2 1 3 | 1,101,000,000 | 95.41             | 1,050,464,100     | 99.30            | 1,093,293,000    | 0         | 2027/4/13 | 98.69           |

ロ. 種類別投資比率

| 種類  | 投資比率 (%) |
|-----|----------|
| 社債券 | 98.69    |
| 合計  | 98.69    |

#### ② 【投資不動産物件】

米国株式マーケット・キャッチ戦略ファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

米国株式マーケット・キャッチ戦略ファンド

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

米国株式マーケット・キャッチ戦略ファンド

| 期別                     | 純資産総額 (円)     |               | 1万口当たり純資産額 (円) |       |
|------------------------|---------------|---------------|----------------|-------|
|                        | (分配落)         | (分配付)         | (分配落)          | (分配付) |
| 第1期計算期間末 (2022年12月 8日) | 1,014,829,004 | 1,014,829,004 | 8,729          | 8,729 |
| 第2期計算期間末 (2023年12月 8日) | 1,067,574,361 | 1,067,574,361 | 9,434          | 9,434 |
| 2022年12月末日             | 987,217,304   | —             | 8,466          | —     |
| 2023年 1月末日             | 1,020,985,337 | —             | 8,748          | —     |
| 2月末日                   | 1,008,115,331 | —             | 8,649          | —     |
| 3月末日                   | 1,027,289,538 | —             | 8,720          | —     |
| 4月末日                   | 1,046,314,157 | —             | 8,874          | —     |
| 5月末日                   | 1,056,708,108 | —             | 8,955          | —     |
| 6月末日                   | 1,080,319,514 | —             | 9,301          | —     |
| 7月末日                   | 1,115,162,538 | —             | 9,613          | —     |
| 8月末日                   | 1,077,250,705 | —             | 9,431          | —     |
| 9月末日                   | 1,016,433,233 | —             | 8,966          | —     |
| 10月末日                  | 979,663,878   | —             | 8,641          | —     |
| 11月末日                  | 1,062,324,359 | —             | 9,388          | —     |
| 12月末日                  | 1,107,824,260 | —             | 9,818          | —     |

②【分配の推移】

米国株式マーケット・キャッチ戦略ファンド

| 期       | 計算期間                    | 1万口当たりの分配金 (円) |
|---------|-------------------------|----------------|
| 第1期計算期間 | 2022年 3月28日～2022年12月 8日 | 0              |
| 第2期計算期間 | 2022年12月 9日～2023年12月 8日 | 0              |

③【収益率の推移】

米国株式マーケット・キャッチ戦略ファンド

| 期       | 計算期間                    | 収益率 (%) |
|---------|-------------------------|---------|
| 第1期計算期間 | 2022年 3月28日～2022年12月 8日 | △12.71  |
| 第2期計算期間 | 2022年12月 9日～2023年12月 8日 | 8.08    |

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

米国株式マーケット・キャッチ戦略ファンド

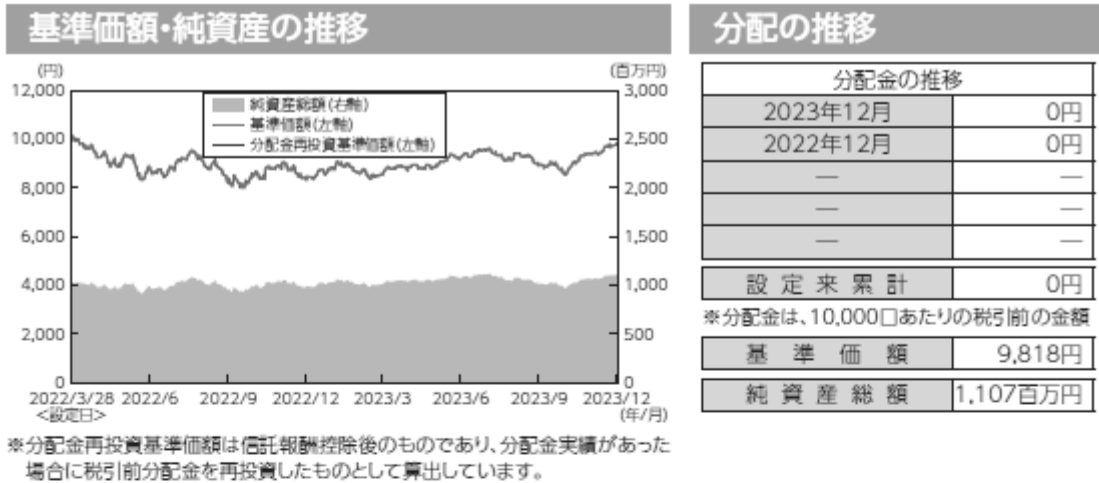
| 期       | 計算期間                    | 設定口数 (口)      | 解約口数 (口)   |
|---------|-------------------------|---------------|------------|
| 第1期計算期間 | 2022年 3月28日～2022年12月 8日 | 1,163,716,973 | 1,106,198  |
| 第2期計算期間 | 2022年12月 9日～2023年12月 8日 | 33,571,563    | 64,594,109 |

(注)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

《参考情報》

以下の事項は交付目論見書の運用実績に記載されているものです。

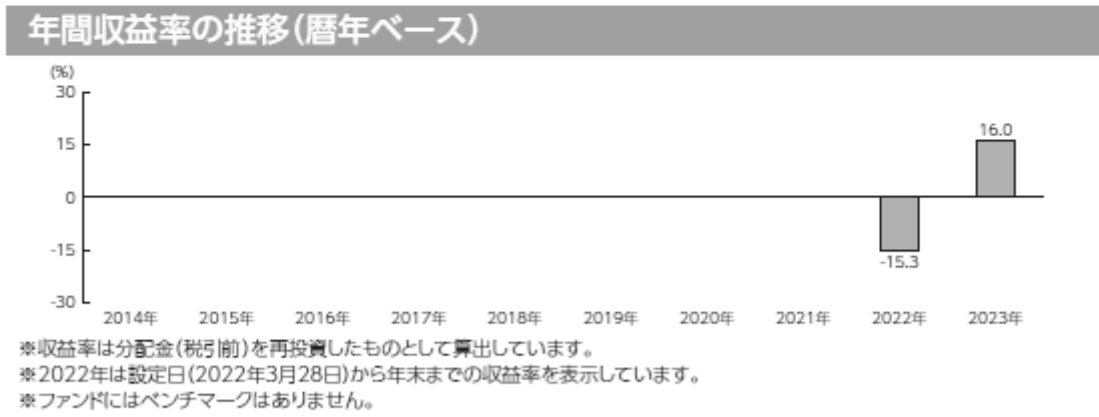
2023年12月29日現在



### 主要な資産の状況

|   | 銘柄名                           | 国/地域 | 種類  | 利率(%) | 償還期限        | 投資比率(%) |
|---|-------------------------------|------|-----|-------|-------------|---------|
| 1 | ゴールドマン・サックスユーロ円債バスケット・シリーズ213 | ケイマン | 社債券 | 0     | 2027年 4月13日 | 98.69   |

※投資比率は当ファンドの純資産総額に対する比率



※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。  
 ※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。



## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### （1）申込受付

取得申込の受付は、原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

取得申込日が次のいずれかに該当する場合には、取得申込の受付は行いません（この場合、収益分配金の再投資にかかる追加申込に限ってこれを受付けるものとします。）。

- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・シカゴ・マーカンタイル取引所の休業日
- ・換金代金の支払い等に支障をきたす可能性があるると委託会社が判断して定める日

#### （2）申込単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

取得申込者が販売会社との間で、自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。）および定時定額購入取引に関する契約等を締結した場合、当該契約に規定する単位とします。

#### （3）申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

取得申込者は、申込代金（申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した額）を、販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.myam.co.jp/>

受益者が自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の価額は、毎計算期間の末日の基準価額とします。

#### （4）申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは、販売会社へお問合わせください。

収益分配金を再投資する場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

#### （5）申込に関する留意点

①金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付の一部または全部を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付の一部または全部を取消することがあります。

②当ファンドには、収益分配金の受取方法により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。いずれのコースも販売会社が定めるお申込単位となります。なお、収益分配金の受取方法を途中で変更することはできません。詳しくは販売会社までお問合わせください。

※販売会社により、どちらか一方のコースのみお取扱いとなる場合があります。

③取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

※受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はありません。

※前記において、「申込」を「取得申込」または「購入申込」ということがあります。

## 2【換金（解約）手続等】

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設ける場合があります。

### (1) 解約方法

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し行うものとします。

### (2) 解約受付

解約申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。ただし、解約申込日が次のいずれかに該当する場合には、解約申込の受付は行いません。

- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・シカゴ・マーカンタイル取引所の休業日
- ・換金代金の支払い等に支障をきたす可能性があるとして委託会社が判断して定める日

### (3) 解約単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

### (4) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 : 0120-565787 (受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス : <https://www.myam.co.jp/>

### (5) 信託財産留保額

ありません。

### (6) 解約代金の支払い

一部解約金は、受益者の解約請求受付日から起算して、原則として7営業日目から、販売会社の本支店、営業所等で支払います。

### (7) 解約に関する留意点

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときには、信託約款の規定による一部解約の実行の請求の受付の一部または全部を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付の一部または全部を取消すことがあります。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

※買取請求については、販売会社へお問合わせください。

※前記において、「解約」を「換金」ということがあります。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。

なお、ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

| 主な資産の種類 | 評価方法  |
|---------|---|
| 公社債等    | 原則として、基準価額計算日※における以下のいずれかの価額で評価します。<br>①日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）<br>②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。）<br>③価格情報会社の提供する価額<br>※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。 |
| 外貨建資産   | 原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。<br>また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。  |

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

|  |
|--|
| 明治安田アセットマネジメント株式会社<br>電話番号 : 0120-565787 (受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)<br>ホームページアドレス : <a href="https://www.myam.co.jp/">https://www.myam.co.jp/</a> |
|--|

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

2022年3月28日から2032年3月26日まで

※受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

#### (4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年12月9日から翌年12月8日までとします。

※各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

## (5) 【その他】

### ①信託の終了

#### 1. 信託契約の解約

- a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回る事となった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、この信託が主要投資対象とする円建債券が早期償還となった場合等には、当該債券の資金化後にこの信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c. 委託会社は、前記 a. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- d. 前記 c. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e. 前記 c. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- f. 前記 c. から e. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 c. から e. までの手続を行うことが困難な場合、および前記 b. に該当する場合には適用しません。

#### 2. 信託契約に関する監督官庁の命令

- a. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、②信託約款の変更等の規定にしたがいます。

#### 3. 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 前記 a. の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、②信託約款の変更等の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

4. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
  - a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
  - b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
5. 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い
  - a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、②信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
  - b. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

## ②信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本規定に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前記1. の事項（前記1. の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前記2. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前記2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
5. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前記2. から5. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前記1. から6. の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

### ③反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が信託約款の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託約款に規定する信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

### ④信託期間の延長

委託会社は、信託期間満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

### ⑤他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

この信託の受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

### ⑥公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.myam.co.jp/>

2. 前記1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

### ⑦運用報告書に記載すべき事項の提供

1. 委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託会社は、運用報告書を交付したものとみなします。
2. 前記1. の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

### ⑧その他のディスクロージャー資料について

委託会社は、通常、月次の運用レポートを作成する予定であり、販売会社にて入手可能です。また、委託会社のホームページにおいても入手可能です。

### ⑨関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約期間満了日の3ヵ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

##### (1) 収益分配金に対する請求権

- ①受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ②決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）の収益分配金は、原則として税控除後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日までに）から、販売会社を通じて、受益者に支払いを開始します。
- ③受益者が、収益分配金についてその支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、その金銭は、委託会社に帰属します。
- ④分配金再投資コースにお申込みされている受益者の収益分配金については、販売会社を通じて、自動継続投資契約に基づき、原則として税控除後、決算日の基準価額で翌営業日に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

##### (2) 償還金に対する請求権

- ①受益者はファンドにかかる償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ②償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）の償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに）から、販売会社を通じて、受益者に支払いを開始します。
- ③受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、その金銭は、委託会社に帰属します。

##### (3) 換金(解約)請求権

受益者は、販売会社を通じて委託会社に換金（解約）請求する権利を有します。

##### (4) 帳簿閲覧請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

##### (5) 反対者の買取請求権

信託契約の解約、または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

ただし、この信託は、受益者が信託約款の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託約款に規定する信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。



### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間(2022年12月9日から2023年12月8日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2024年2月9日

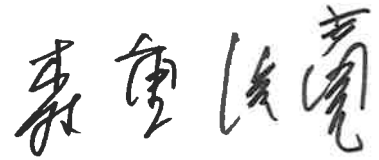
明治安田アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士



指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士



## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国株式マーケット・キャッチ戦略ファンドの2022年12月9日から2023年12月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国株式マーケット・キャッチ戦略ファンドの2023年12月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 【財務諸表】

【米国株式マーケット・キャッチ戦略ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

|                 | 第1期<br>2022年12月8日現在 | 第2期<br>2023年12月8日現在 |
|-----------------|---------------------|---------------------|
| 資産の部            |                     |                     |
| 流動資産            |                     |                     |
| 金銭信託            | 11,913,608          | -                   |
| コール・ローン         | -                   | 11,677,395          |
| 社債券             | 1,004,427,900       | 1,060,005,100       |
| 流動資産合計          | 1,016,341,508       | 1,071,682,495       |
| 資産合計            | 1,016,341,508       | 1,071,682,495       |
| 負債の部            |                     |                     |
| 流動負債            |                     |                     |
| 未払受託者報酬         | 42,873              | 116,544             |
| 未払委託者報酬         | 1,457,700           | 3,962,484           |
| 未払利息            | -                   | 30                  |
| その他未払費用         | 11,931              | 29,076              |
| 流動負債合計          | 1,512,504           | 4,108,134           |
| 負債合計            | 1,512,504           | 4,108,134           |
| 純資産の部           |                     |                     |
| 元本等             |                     |                     |
| 元本              | 1,162,610,775       | 1,131,588,229       |
| 剰余金             |                     |                     |
| 期末剰余金又は期末欠損金(△) | △147,781,771        | △64,013,868         |
| (分配準備積立金)       | -                   | 432,702             |
| 元本等合計           | 1,014,829,004       | 1,067,574,361       |
| 純資産合計           | 1,014,829,004       | 1,067,574,361       |
| 負債純資産合計         | 1,016,341,508       | 1,071,682,495       |

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

|   | 第1期                          |              | 第2期                          |              |
|---|------------------------------|--------------|------------------------------|--------------|
|   | 自 2022年3月28日<br>至 2022年12月8日 |              | 自 2022年12月9日<br>至 2023年12月8日 |              |
| 営業収益                                      |                              |              |                              |              |
| 受取利息                                      |                              | -            |                              | 99           |
| 有価証券売買等損益                                 |                              | △128,733,500 |                              | 90,191,800   |
| その他収益                                     |                              | -            |                              | 484,107      |
| 営業収益合計                                    |                              | △128,733,500 |                              | 90,676,006   |
| 営業費用                                      |                              |              |                              |              |
| 支払利息                                      |                              | -            |                              | 7,141        |
| 受託者報酬                                     |                              | 153,733      |                              | 228,967      |
| 委託者報酬                                     |                              | 5,226,876    |                              | 7,784,748    |
| その他費用                                     |                              | 156,516      |                              | 201,737      |
| 営業費用合計                                    |                              | 5,537,125    |                              | 8,222,593    |
| 営業利益又は営業損失(△)                             |                              | △134,270,625 |                              | 82,453,413   |
| 経常利益又は経常損失(△)                             |                              | △134,270,625 |                              | 82,453,413   |
| 当期純利益又は当期純損失(△)                           |                              | △134,270,625 |                              | 82,453,413   |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△) |                              | △103,232     |                              | 2,501,483    |
| 期首剰余金又は期首欠損金(△)                           |                              | -            |                              | △147,781,771 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額                            |                              | 4,542        |                              | 8,230,656    |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                   |                              | 4,542        |                              | 8,230,656    |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                   |                              | -            |                              | -            |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額                            |                              | 13,618,920   |                              | 4,414,683    |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                   |                              | -            |                              | -            |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                   |                              | 13,618,920   |                              | 4,414,683    |
| 分配金                                       |                              | -            |                              | -            |
| 期末剰余金又は期末欠損金(△)                           |                              | △147,781,771 |                              | △64,013,868  |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

|                    |   |
|--------------------|---|
| 1. 運用資産の評価基準及び評価方法 | 社債券<br>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 |
| 2. 費用・収益の計上基準      | 有価証券売買等損益の計上基準<br>約定日基準で計上しております。                                   |
| 3. その他             | 当ファンドの計算期間は 2022 年 12 月 9 日から 2023 年 12 月 8 日までとなっております。            |

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

| 第 1 期<br>2022 年 12 月 8 日現在          |                       | 第 2 期<br>2023 年 12 月 8 日現在          |                       |
|-------------------------------------|-----------------------|-------------------------------------|-----------------------|
| 1. 計算期間の末日における受益権の総数                | 1,162,610,775 口       | 1. 計算期間の末日における受益権の総数                | 1,131,588,229 口       |
| 2. 元本の欠損<br>純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 | 147,781,771 円         | 2. 元本の欠損<br>純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 | 64,013,868 円          |
| 3. 1 口当たり純資産額<br>(10,000 口当たり純資産額)  | 0.8729 円<br>(8,729 円) | 3. 1 口当たり純資産額<br>(10,000 口当たり純資産額)  | 0.9434 円<br>(9,434 円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第 1 期<br>自 2022 年 3 月 28 日<br>至 2022 年 12 月 8 日 |                 | 第 2 期<br>自 2022 年 12 月 9 日<br>至 2023 年 12 月 8 日 |                 |
|---|-----------------|---|-----------------|
| 分配金の計算過程  |                 | 分配金の計算過程  |                 |
| A 費用控除後の配当等収益額                                  | -円              | A 費用控除後の配当等収益額                                  | 432,702 円       |
| B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額                       | -円              | B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額                       | -円              |
| C 収益調整金額  | -円              | C 収益調整金額  | 548 円           |
| D 分配準備積立金額                                      | -円              | D 分配準備積立金額                                      | -円              |
| E 当ファンドの分配対象収益額                                 | -円              | E 当ファンドの分配対象収益額                                 | 433,250 円       |
| F 当ファンドの期末残存口数                                  | 1,162,610,775 口 | F 当ファンドの期末残存口数                                  | 1,131,588,229 口 |
| G 10,000 口当たり収益分配対象額                            | -円              | G 10,000 口当たり収益分配対象額                            | 3 円             |
| H 10,000 口当たり分配金額                               | -円              | H 10,000 口当たり分配金額                               | -円              |
| I 収益分配金金額                                       | -円              | I 収益分配金金額                                       | -円              |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

|                        | 第 1 期<br>自 2022 年 3 月 28 日<br>至 2022 年 12 月 8 日   | 第 2 期<br>自 2022 年 12 月 9 日<br>至 2023 年 12 月 8 日 |
|------------------------|---|---|
| 1. 金融商品に対する取組方針        | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。   | 同左  |
| 2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | 当ファンドが運用する主な有価証券等は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「運用資産の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。<br>当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券に関する注記)」の「売買目的有価証券」に記載しております。これ | 同左  |

|                        |  |    |
|------------------------|--|----|
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制      | <p>らは金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。</p> <p>市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。</p> <p>信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。</p> <p>また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。</p> | 同左 |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。   | 同左 |

2. 金融商品の時価等に関する事項

|                    | 第1期<br>2022年12月8日現在  | 第2期<br>2023年12月8日現在   |
|--------------------|--|---|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。   | 同左  |
| 2. 時価の算定方法         | <p>有価証券<br/>売買目的有価証券</p> <p>「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> | <p>有価証券<br/>売買目的有価証券</p> <p>同左</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>同左</p> |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

| 種類  | 第1期<br>自 2022年3月28日<br>至 2022年12月8日 | 第2期<br>自 2022年12月9日<br>至 2023年12月8日 |
|-----|-------------------------------------|-------------------------------------|
|     | 当計算期間の損益に含まれた評価差額                   | 当計算期間の損益に含まれた評価差額                   |
| 社債券 | △128,733,500                        | 87,654,800                          |
| 合計  | △128,733,500                        | 87,654,800                          |

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

| 第1期 | 第2期 |
|-----|-----|
|-----|-----|

|  |  |
|--|--|
| 自 2022 年 3 月 28 日<br>至 2022 年 12 月 8 日 | 自 2022 年 12 月 9 日<br>至 2023 年 12 月 8 日 |
| 該当事項はありません。                            | 同左                                     |

(その他の注記)

元本の移動

(単位：円)

|           | 第 1 期<br>自 2022 年 3 月 28 日<br>至 2022 年 12 月 8 日 | 第 2 期<br>自 2022 年 12 月 9 日<br>至 2023 年 12 月 8 日 |
|-----------|---|---|
| 期首元本額     | 1,019,190,710 円                                 | 1,162,610,775 円                                 |
| 期中追加設定元本額 | 144,526,263 円                                   | 33,571,563 円                                    |
| 期中一部解約元本額 | 1,106,198 円                                     | 64,594,109 円                                    |



(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

| 種類  | 銘柄                            | 券面総額          | 評価額           | 備考 |
|-----|-------------------------------|---------------|---------------|----|
| 社債券 | ゴールドマン・サックスユーロ円債バスケット・シリーズ213 | 1,111,000,000 | 1,060,005,100 |    |
| 合計  |                               | 1,111,000,000 | 1,060,005,100 |    |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2 【ファンドの現況】

(2023年12月29日現在)

### 【純資産額計算書】

米国株式マーケット・キャッチ戦略ファンド

|                        |                 |
|------------------------|-----------------|
| I 資産総額                 | 1,108,418,906 円 |
| II 負債総額                | 594,646 円       |
| III 純資産総額 (I - II)     | 1,107,824,260 円 |
| IV 発行済口数               | 1,128,361,152 口 |
| V 1口当たり純資産額 (III / IV) | 0.9818 円        |
| (1万口当たり純資産額)           | (9,818 円)       |

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

##### (1) 名義書換の事務等

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

##### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

##### (3) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

##### (4) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

##### (5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

##### (6) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

##### (7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1) 資本金の額

本書提出日現在の資本金の額： 10億円

会社が発行する株式総数： 33,220株

発行済株式総数： 18,887株

＜過去5年間における資本金の額の推移＞

該当事項はありません。

###### (2) 委託会社の機構

###### ①会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

###### ②投資運用の意思決定機構

1. 投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
2. ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
3. ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が中心となって行います。
4. 投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

##### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2023年12月29日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

| 種類      |     | 本数    | 純資産総額               |
|---------|-----|-------|---------------------|
| 株式投資信託  | 追加型 | 151 本 | 1,746,707,021,757 円 |
|         | 単位型 | 23 本  | 386,401,293,752 円   |
| 公社債投資信託 | 単位型 | 17 本  | 34,361,474,578 円    |
| 合計      |     | 191 本 | 2,167,469,790,087 円 |

### 3 【委託会社等の経理状況】

#### 1. 財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

#### 2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

2023年6月2日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

熊木孝雄

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

小林広樹

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

|            | 前事業年度<br>(2022年3月31日)  | 当事業年度<br>(2023年3月31日)  |
|------------|------------------------|------------------------|
| 資産の部       |                        |                        |
| 流動資産       |                        |                        |
| 現金・預金      | 8,881,852              | 8,159,062              |
| 前払費用       | 200,271                | 179,217                |
| 未収委託者報酬    | 1,515,280              | 1,563,160              |
| 未収運用受託報酬   | 312,387                | 361,904                |
| 未収投資助言報酬   | 32,339                 | 24,256                 |
| 未収還付法人税等   | -                      | 4,412                  |
| その他        | 9,953                  | 4,395                  |
| 流動資産合計     | 10,952,085             | 10,296,408             |
| 固定資産       |                        |                        |
| 有形固定資産     |                        |                        |
| 建物         | ※ <sup>1</sup> 657,578 | ※ <sup>1</sup> 607,478 |
| 器具備品       | ※ <sup>1</sup> 273,616 | ※ <sup>1</sup> 276,216 |
| 建設仮勘定      | -                      | 6,519                  |
| 有形固定資産合計   | 931,194                | 890,213                |
| 無形固定資産     |                        |                        |
| ソフトウェア     | 176,635                | 136,499                |
| ソフトウェア仮勘定  | 27,900                 | 109,350                |
| 無形固定資産合計   | 204,535                | 245,849                |
| 投資その他の資産   |                        |                        |
| 投資有価証券     | 6,531                  | 7,430                  |
| 長期差入保証金    | 300,000                | 300,000                |
| 長期前払費用     | 19,485                 | 6,571                  |
| 前払年金費用     | 240,647                | 231,980                |
| 繰延税金資産     | 29,735                 | 76,854                 |
| 投資その他の資産合計 | 596,399                | 622,836                |
| 固定資産合計     | 1,732,130              | 1,758,899              |
| 資産合計       | 12,684,216             | 12,055,307             |



(単位：千円)

|              | 前事業年度<br>(2022年3月31日) | 当事業年度<br>(2023年3月31日) |
|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部         |                       |                       |
| 流動負債         |                       |                       |
| 預り金          | 760,150               | 1,096,807             |
| 未払金          | 1,014,467             | 1,245,866             |
| 未払手数料        | 500,292               | 536,736               |
| その他未払金       | 514,174               | 709,129               |
| 未払費用         | 40,746                | 40,398                |
| 未払法人税等       | 336,717               | 28,605                |
| 未払消費税等       | 254,752               | 18,799                |
| 賞与引当金        | 165,699               | 161,326               |
| 前受収益         | 3,666                 | 4,400                 |
| 流動負債合計       | 2,576,200             | 2,596,204             |
| 固定負債         |                       |                       |
| 長期未払金        | 86,543                | 34,593                |
| 資産除去債務       | 228,039               | 228,527               |
| 固定負債合計       | 314,582               | 263,121               |
| 負債合計         | 2,890,782             | 2,859,325             |
| 純資産の部        |                       |                       |
| 株主資本         |                       |                       |
| 資本金          | 1,000,000             | 1,000,000             |
| 資本剰余金        |                       |                       |
| 資本準備金        | 660,443               | 660,443               |
| その他資本剰余金     | 2,854,339             | 2,854,339             |
| 資本剰余金合計      | 3,514,783             | 3,514,783             |
| 利益剰余金        |                       |                       |
| 利益準備金        | 83,040                | 83,040                |
| その他利益剰余金     |                       |                       |
| 別途積立金        | 3,092,001             | 3,092,001             |
| 繰越利益剰余金      | 2,103,933             | 1,506,551             |
| 利益剰余金合計      | 5,278,975             | 4,681,593             |
| 株主資本合計       | 9,793,758             | 9,196,377             |
| 評価・換算差額等     |                       |                       |
| その他有価証券評価差額金 | △325                  | △395                  |
| 評価・換算差額等合計   | △325                  | △395                  |
| 純資産合計        | 9,793,433             | 9,195,981             |
| 負債・純資産合計     | 12,684,216            | 12,055,307            |

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

|           | 前事業年度   |                          | 当事業年度   |                          |
|-----------|---------|--------------------------|---------|--------------------------|
|           | (自<br>至 | 2021年4月1日<br>2022年3月31日) | (自<br>至 | 2022年4月1日<br>2023年3月31日) |
| 営業収益      |         |                          |         |                          |
| 委託者報酬     |         | 7,916,562                |         | 7,810,512                |
| 受入手数料     |         | 40,707                   |         | 46,755                   |
| 運用受託報酬    |         | 2,132,888                |         | 2,254,971                |
| 投資助言報酬    |         | 438,441                  |         | 109,615                  |
| その他収益     |         | 10,000                   |         | 11,333                   |
| 営業収益合計    |         | 10,538,599               |         | 10,233,188               |
| 営業費用      |         |                          |         |                          |
| 支払手数料     |         | 2,129,117                |         | 2,116,950                |
| 広告宣伝費     |         | 46,842                   |         | 55,964                   |
| 公告費       |         | 250                      |         | 125                      |
| 調査費       |         | 2,446,317                |         | 2,731,969                |
| 調査費       |         | 803,814                  |         | 1,117,746                |
| 委託調査費     |         | 1,642,503                |         | 1,614,223                |
| 委託計算費     |         | 439,674                  |         | 470,893                  |
| 営業雑経費     |         | 145,382                  |         | 141,118                  |
| 通信費       |         | 21,451                   |         | 16,614                   |
| 印刷費       |         | 106,245                  |         | 97,238                   |
| 協会費       |         | 10,338                   |         | 10,902                   |
| 諸会費       |         | 7,239                    |         | 7,797                    |
| 営業雑費      |         | 106                      |         | 8,564                    |
| 営業費用合計    |         | 5,207,584                |         | 5,517,022                |
| 一般管理費     |         |                          |         |                          |
| 給料        |         | 2,193,365                |         | 2,295,942                |
| 役員報酬      |         | 65,537                   |         | 99,248                   |
| 給料・手当     |         | 1,647,697                |         | 1,710,552                |
| 賞与        |         | 444,284                  |         | 450,959                  |
| その他報酬給与   |         | 35,846                   |         | 35,181                   |
| 賞与引当金繰入   |         | 165,699                  |         | 161,326                  |
| 法定福利費     |         | 326,765                  |         | 349,559                  |
| 福利厚生費     |         | 31,829                   |         | 41,214                   |
| 交際費       |         | 2,525                    |         | 2,290                    |
| 寄付金       |         | 11,484                   |         | 12,935                   |
| 旅費交通費     |         | 6,856                    |         | 13,772                   |
| 租税公課      |         | 84,051                   |         | 75,751                   |
| 不動産賃借料    |         | 450,152                  |         | 448,574                  |
| 退職給付費用    |         | 56,072                   |         | 84,351                   |
| 固定資産減価償却費 |         | 203,922                  |         | 191,988                  |
| 事務委託費     |         | 275,646                  |         | 395,265                  |
| 諸経費       |         | 73,144                   |         | 60,540                   |
| 一般管理費合計   |         | 3,881,516                |         | 4,133,514                |
| 営業利益      |         | 1,449,498                |         | 582,651                  |

(単位：千円)

|              | 前事業年度<br>(自 2021年4月1日<br>至 2022年3月31日) | 当事業年度<br>(自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 営業外収益        |  |  |
| 受取利息         | 107                                    | 101                                    |
| 受取配当金        | 270                                    | 11                                     |
| 投資有価証券売却益    | 145                                    | -                                      |
| 保険契約返戻金・配当金  | ※1, 810                                | ※12, 013                               |
| 為替差益         | 155                                    | -                                      |
| 雑益           | 1, 551                                 | 1, 051                                 |
| 営業外収益合計      | 4, 039                                 | 3, 178                                 |
| 営業外費用        |  |  |
| 投資有価証券売却損    | -                                      | 22                                     |
| 投資有価証券償還損    | -                                      | 264                                    |
| 為替差損         | -                                      | 928                                    |
| 雑損失          | 524                                    | 676                                    |
| 営業外費用合計      | 524                                    | 1, 892                                 |
| 経常利益         | 1, 453, 013                            | 583, 937                               |
| 税引前当期純利益     | 1, 453, 013                            | 583, 937                               |
| 法人税、住民税及び事業税 | 462, 476                               | 223, 449                               |
| 法人税等調整額      | △14, 436                               | △47, 087                               |
| 法人税等合計       | 448, 039                               | 176, 361                               |
| 当期純利益        | 1, 004, 974                            | 407, 576                               |

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：千円)

|                         | 株主資本      |         |           |           |
|-------------------------|-----------|---------|-----------|-----------|
|                         | 資本金       | 資本剰余金   |           |           |
|                         |           | 資本準備金   | その他資本剰余金  | 資本剰余金合計   |
| 当期首残高                   | 1,000,000 | 660,443 | 2,854,339 | 3,514,783 |
| 当期変動額                   |           |         |           |           |
| 剰余金の配当                  |           |         |           |           |
| 当期純利益                   |           |         |           |           |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |           |         |           |           |
| 当期変動額合計                 | -         | -       | -         | -         |
| 当期末残高                   | 1,000,000 | 660,443 | 2,854,339 | 3,514,783 |

|                         | 株主資本   |             |           |             |            |
|-------------------------|--------|-------------|-----------|-------------|------------|
|                         | 利益準備金  | 利益剰余金       |           |             | 株主資本<br>合計 |
|                         |        | その他利益剰余金    |           | 利益剰余金<br>合計 |            |
|                         | 別途積立金  | 繰越利益<br>剰余金 |           |             |            |
| 当期首残高                   | 83,040 | 3,092,001   | 1,952,160 | 5,127,202   | 9,641,986  |
| 当期変動額                   |        |             |           |             |            |
| 剰余金の配当                  |        |             | △853,201  | △853,201    | △853,201   |
| 当期純利益                   |        |             | 1,004,974 | 1,004,974   | 1,004,974  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |        |             |           |             |            |
| 当期変動額合計                 | -      | -           | 151,772   | 151,772     | 151,772    |
| 当期末残高                   | 83,040 | 3,092,001   | 2,103,933 | 5,278,975   | 9,793,758  |

|                         | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計     |
|-------------------------|------------------|----------------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算差額等<br>合計 |           |
| 当期首残高                   | 251              | 251            | 9,642,237 |
| 当期変動額                   |                  |                |           |
| 剰余金の配当                  |                  |                | △853,201  |
| 当期純利益                   |                  |                | 1,004,974 |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | △577             | △577           | △577      |
| 当期変動額合計                 | △577             | △577           | 151,195   |
| 当期末残高                   | △325             | △325           | 9,793,433 |

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

|                         | 株主資本      |         |           |           |
|-------------------------|-----------|---------|-----------|-----------|
|                         | 資本金       | 資本剰余金   |           |           |
|                         |           | 資本準備金   | その他資本剰余金  | 資本剰余金合計   |
| 当期首残高                   | 1,000,000 | 660,443 | 2,854,339 | 3,514,783 |
| 当期変動額                   |           |         |           |           |
| 剰余金の配当                  |           |         |           |           |
| 当期純利益                   |           |         |           |           |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |           |         |           |           |
| 当期変動額合計                 | -         | -       | -         | -         |
| 当期末残高                   | 1,000,000 | 660,443 | 2,854,339 | 3,514,783 |

|                         | 株主資本   |           |             |             |            |
|-------------------------|--------|-----------|-------------|-------------|------------|
|                         | 利益剰余金  |           |             |             | 株主資本<br>合計 |
|                         | 利益準備金  | その他利益剰余金  |             | 利益剰余金<br>合計 |            |
|                         |        | 別途積立金     | 繰越利益<br>剰余金 |             |            |
|                         |        |           |             |             |            |
| 当期首残高                   | 83,040 | 3,092,001 | 2,103,933   | 5,278,975   | 9,793,758  |
| 当期変動額                   |        |           |             |             |            |
| 剰余金の配当                  |        |           | △1,004,958  | △1,004,958  | △1,004,958 |
| 当期純利益                   |        |           | 407,576     | 407,576     | 407,576    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |        |           |             |             |            |
| 当期変動額合計                 | -      | -         | △597,381    | △597,381    | △597,381   |
| 当期末残高                   | 83,040 | 3,092,001 | 1,506,551   | 4,681,593   | 9,196,377  |

|                         | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計      |
|-------------------------|------------------|----------------|------------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算差額等<br>合計 |            |
| 当期首残高                   | △325             | △325           | 9,793,433  |
| 当期変動額                   |                  |                |            |
| 剰余金の配当                  |                  |                | △1,004,958 |
| 当期純利益                   |                  |                | 407,576    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | △69              | △69            | △69        |
| 当期変動額合計                 | △69              | △69            | △597,451   |
| 当期末残高                   | △395             | △395           | 9,195,981  |

[注記事項]

(重要な会計方針)

|  |
|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法<br>その他有価証券<br>時価のあるもの<br>決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）  |
| 2. 固定資産の減価償却方法<br>(1) 有形固定資産<br>定額法<br>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。<br>建物 6年～18年<br>器具備品 3年～20年<br>(2) 無形固定資産<br>定額法<br>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。           |
| 3. 引当金の計上基準<br>(1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。<br>(2) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。 |
| 4. 重要な収益及び費用の計上基準<br>投資信託委託業務及び投資顧問業務については、日々の純資産総額に対してあらかじめ定めた料率を乗じた金額を収益として認識しています。  |

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしております。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度にかかるものについては記載しておりません。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

|      | 前事業年度<br>(2022年3月31日) | 当事業年度<br>(2023年3月31日) |
|------|-----------------------|-----------------------|
| 建物   | 67,791千円              | 117,891千円             |
| 器具備品 | 322,366千円             | 314,492千円             |

(損益計算書関係)

※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

|             | 前事業年度<br>(自 2021年4月1日<br>至 2022年3月31日) | 当事業年度<br>(自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日) |
|-------------|--|--|
| 保険契約返戻金・配当金 | 1,810千円                                | 2,013千円                                |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末  |
|-------|---------|----|----|---------|
| 普通株式  | 18,887株 | -  | -  | 18,887株 |

2. 自己株式に関する事項  
該当事項はありません。
3. 新株予約権等に関する事項  
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類    | 配当金の総額       | 1株当たり配当額   | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|----------|--------------|------------|----------------|----------------|
| 2021年6月30日<br>定時株主総会 | 普通<br>株式 | 853,201,338円 | 45,174円00銭 | 2021年<br>3月31日 | 2021年<br>6月30日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議                   | 株式の種類    | 配当の原資 | 配当金の総額         | 1株当たり配当額   | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|----------|-------|----------------|------------|----------------|----------------|
| 2022年6月30日<br>定時株主総会 | 普通<br>株式 | 利益剰余金 | 1,004,958,383円 | 53,209円00銭 | 2022年<br>3月31日 | 2022年<br>6月30日 |

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末  |
|-------|---------|----|----|---------|
| 普通株式  | 18,887株 | -  | -  | 18,887株 |

2. 自己株式に関する事項  
該当事項はありません。
3. 新株予約権等に関する事項  
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類    | 配当金の総額         | 1株当たり配当額   | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|----------|----------------|------------|----------------|----------------|
| 2022年6月30日<br>定時株主総会 | 普通<br>株式 | 1,004,958,383円 | 53,209円00銭 | 2022年<br>3月31日 | 2022年<br>6月30日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議                   | 株式の種類    | 配当の原資 | 配当金の総額       | 1株当たり配当額   | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|----------|-------|--------------|------------|----------------|----------------|
| 2023年6月29日<br>定時株主総会 | 普通<br>株式 | 利益剰余金 | 407,562,573円 | 21,579円00銭 | 2023年<br>3月31日 | 2023年<br>6月29日 |

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

|     | 前事業年度<br>(自 2021年4月1日<br>至 2022年3月31日) | 当事業年度<br>(自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日) |
|-----|--|--|
| 1年内 | 470,945                                | 476,805                                |
| 1年超 | 1,092,037                              | 635,740                                |
| 合計  | 1,562,983                              | 1,112,545                              |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であり

ます。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。未収入金は、取引先の信用リスクに晒されており、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

投資有価証券は全て事業推進目的で保有している証券投資信託であり、基準価額の変動リスクにさらされております。価格変動リスクについては、定期的に時価の把握を行い管理をしております。差入保証金は、賃貸借契約先に対する敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。差入先の信用リスクについては、資産の自己査定及び・償却引当規程に従い、定期的に管理をしております。営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。また、長期未払金は、本社家賃のフリーレント期間分のうち1年超の支払期日分です。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、預り金、未払手数料及びその他未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

前事業年度 (2022年3月31日)

|                       | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|-----------------------|------------------|------------|------------|
| (1) 投資有価証券<br>その他有価証券 | 6,531            | 6,531      | -          |
| (2) 長期差入保証金           | 300,000          | 284,045    | △15,954    |
| 資産計                   | 306,531          | 290,576    | △15,954    |
| (1) 長期未払金             | 86,543           | 86,624     | △81        |
| 負債計                   | 86,543           | 86,624     | △81        |

当事業年度 (2023年3月31日)

|                       | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|-----------------------|------------------|------------|------------|
| (1) 投資有価証券<br>その他有価証券 | 7,430            | 7,430      | -          |
| (2) 長期差入保証金           | 300,000          | 285,178    | △14,821    |
| 資産計                   | 307,430          | 292,609    | △14,821    |
| (1) 長期未払金             | 34,593           | 34,616     | 22         |
| 負債計                   | 34,593           | 34,616     | 22         |

(注) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2022年3月31日)

|                                 | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|---------------------------------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 投資有価証券<br>その他有価証券のうち<br>満期のあるもの | -            | 960                 | 3,595                | -            |
| 長期差入保証金                         | -            | 300,000             | -                    | -            |
| 合計                              | -            | 300,960             | 3,595                | -            |

当事業年度 (2023年3月31日)

|                                 | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|---------------------------------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 投資有価証券<br>その他有価証券のうち<br>満期のあるもの | -            | 1,971               | 3,466                | -            |
| 長期差入保証金                         | -            | 300,000             | -                    | -            |
| 合計                              | -            | 301,971             | 3,466                | -            |



3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度（2022年3月31日）

投資有価証券はすべて投資信託であり、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従い、経過措置を適用した投資信託は記載しておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は6,531千円であります。

当事業年度（2023年3月31日）

(単位：千円)

| 区分       | 時価   |       |      |       |
|----------|------|-------|------|-------|
|          | レベル1 | レベル2  | レベル3 | 合計    |
| 投資有価証券   |      |       |      |       |
| その他の有価証券 | -    | 7,430 | -    | 7,430 |
| 資産計      | -    | 7,430 | -    | 7,430 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券 解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限のない投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度（2022年3月31日）

(単位：千円)

| 区分      | 時価   |      |         |         |
|---------|------|------|---------|---------|
|         | レベル1 | レベル2 | レベル3    | 合計      |
| 長期差入保証金 | -    | -    | 284,045 | 284,045 |
| 資産計     | -    | -    | 284,045 | 284,045 |
| 長期未払金   | -    | -    | 86,624  | 86,624  |
| 負債計     | -    | -    | 86,624  | 86,624  |

当事業年度（2023年3月31日）

(単位：千円)

| 区分      | 時価   |      |         |         |
|---------|------|------|---------|---------|
|         | レベル1 | レベル2 | レベル3    | 合計      |
| 長期差入保証金 | -    | -    | 285,178 | 285,178 |
| 資産計     | -    | -    | 285,178 | 285,178 |
| 長期未払金   | -    | -    | 34,616  | 34,616  |
| 負債計     | -    | -    | 34,616  | 34,616  |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金 長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類しております。

長期未払金 長期未払金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2022年3月31日)

| 区分                       | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 取得原価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|--------------------------|------------------|--------------|------------|
| 貸借対照表計上額が取得<br>原価を超えるもの  |                  |              |            |
| 株式                       | -                | -            | -          |
| 債券                       | -                | -            | -          |
| その他(投資信託)                | 1,008            | 1,000        | 8          |
| 小計                       | 1,008            | 1,000        | 8          |
| 貸借対照表計上額が取得<br>原価を超えないもの |                  |              |            |
| 株式                       | -                | -            | -          |
| 債券                       | -                | -            | -          |
| その他(投資信託)                | 5,523            | 6,000        | △476       |
| 小計                       | 5,523            | 6,000        | △476       |
| 合計                       | 6,531            | 7,000        | △468       |

当事業年度 (2023年3月31日)

| 区分                       | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 取得原価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|--------------------------|------------------|--------------|------------|
| 貸借対照表計上額が取得<br>原価を超えるもの  |                  |              |            |
| 株式                       | -                | -            | -          |
| 債券                       | -                | -            | -          |
| その他(投資信託)                | 2,207            | 2,000        | 207        |
| 小計                       | 2,207            | 2,000        | 207        |
| 貸借対照表計上額が取得<br>原価を超えないもの |                  |              |            |
| 株式                       | -                | -            | -          |
| 債券                       | -                | -            | -          |
| その他(投資信託)                | 5,223            | 6,000        | △776       |
| 小計                       | 5,223            | 6,000        | △776       |
| 合計                       | 7,430            | 8,000        | △569       |

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

| 区分        | 売却額<br>(千円) | 売却益の合計額<br>(千円) | 売却損の合計額<br>(千円) |
|-----------|-------------|-----------------|-----------------|
| その他(投資信託) | 2,145       | 145             | -               |

当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

| 区分        | 売却額<br>(千円) | 売却益の合計額<br>(千円) | 売却損の合計額<br>(千円) |
|-----------|-------------|-----------------|-----------------|
| その他(投資信託) | 977         | -               | 22              |

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。  
なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金(前払年金費用)及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

|             |          |    |
|-------------|----------|----|
| 前払年金費用の期首残高 | △223,189 | 千円 |
| 退職給付費用      | 56,072   | 〃  |
| 退職給付の支払額    | -        | 〃  |
| 制度への拠出額     | △73,530  | 〃  |
| 前払年金費用の期末残高 | △240,647 | 〃  |

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

|                     |            |    |
|---------------------|------------|----|
| 積立型制度の退職給付債務        | 764,992    | 千円 |
| 年金資産                | △1,005,913 | 〃  |
|                     | △240,920   | 〃  |
| 非積立型制度の退職給付債務       | 273        | 〃  |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | △240,647   | 〃  |
| 前払年金費用              | △240,647   | 〃  |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | △240,647   | 〃  |

(3) 退職給付費用

|                |        |    |
|----------------|--------|----|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 56,072 | 千円 |
|----------------|--------|----|

当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。  
なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金(前払年金費用)及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

|             |          |    |
|-------------|----------|----|
| 前払年金費用の期首残高 | △240,647 | 千円 |
| 退職給付費用      | 84,351   | 〃  |
| 退職給付の支払額    | -        | 〃  |
| 制度への拠出額     | △75,683  | 〃  |
| 前払年金費用の期末残高 | △231,980 | 〃  |

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

|                     |            |    |
|---------------------|------------|----|
| 積立型制度の退職給付債務        | 842,277    | 千円 |
| 年金資産                | △1,074,530 | 〃  |
|                     | △232,253   | 〃  |
| 非積立型制度の退職給付債務       | 273        | 〃  |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | △231,980   | 〃  |
| 前払年金費用              | △231,980   | 〃  |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | △231,980   | 〃  |

(3) 退職給付費用

|                |        |    |
|----------------|--------|----|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 84,351 | 千円 |
|----------------|--------|----|

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

|              | 前事業年度<br>(2022年3月31日) |    | 当事業年度<br>(2023年3月31日) |    |
|--------------|-----------------------|----|-----------------------|----|
| 繰延税金資産       |                       |    |                       |    |
| 賞与引当金繰入限度超過額 | 50,737                | 千円 | 49,398                | 千円 |
| 未払事業税        | 23,129                | 〃  | 8,166                 | 〃  |
| 資産除去債務       | 69,825                | 〃  | 69,975                | 〃  |
| ソフトウェア       | 16,720                | 〃  | 93,111                | 〃  |
| 未払賃借料        | 42,406                | 〃  | 26,499                | 〃  |
| その他          | 33,836                | 〃  | 29,452                | 〃  |
| 繰延税金資産小計     | 236,654               | 〃  | 276,603               | 〃  |
| 評価性引当額       | △69,825               | 〃  | △69,975               | 〃  |
| 繰延税金資産合計     | 166,829               | 〃  | 206,628               | 〃  |
| 繰延税金負債       |                       |    |                       |    |
| 資産除去費用       | △63,406               | 〃  | △58,741               | 〃  |
| 前払年金費用       | △73,686               | 〃  | △71,032               | 〃  |
| 繰延税金負債合計     | △137,093              | 〃  | △129,774              | 〃  |
| 繰延税金資産の純額    | 29,735                | 〃  | 76,854                | 〃  |

(表示方法の変更)

前事業年度において、「その他」に含めていた「ソフトウェア」(前事業年度 16,720 千円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の注記の組替えを行っております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度および当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しています。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の取得から耐用年数満了時(15年)としており、割引率は0.214%を適用しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

|                 | 前事業年度<br>(自 2021年4月1日<br>至 2022年3月31日) |    | 当事業年度<br>(自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日) |    |
|-----------------|--|----|--|----|
| 期首残高            | 227,552                                | 千円 | 228,039                                | 千円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | -                                      | 〃  | -                                      | 〃  |
| 時の経過による調整額      | 486                                    | 〃  | 488                                    | 〃  |
| 資産除去債務の履行による減少額 | -                                      | 〃  | -                                      | 〃  |
| 期末残高            | 228,039                                | 〃  | 228,527                                | 〃  |

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項（重要な会計方針）の4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

|                | 投資信託<br>(運用業務) | 投資信託<br>(販売業務) | 投資顧問<br>(投資一任) | 投資顧問<br>(投資助言) | その他収益  | 合計         |
|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|--------|------------|
| 外部顧客への<br>営業収益 | 7,916,562      | 40,707         | 2,132,888      | 438,441        | 10,000 | 10,538,599 |

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

|                | 投資信託<br>(運用業務) | 投資信託<br>(販売業務) | 投資顧問<br>(投資一任) | 投資顧問<br>(投資助言) | その他収益  | 合計         |
|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|--------|------------|
| 外部顧客への<br>営業収益 | 7,810,512      | 46,755         | 2,254,971      | 109,615        | 11,333 | 10,233,188 |

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

| 種類  | 会社等の名称       | 所在地             | 資本金又は出資金<br>(百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 (%) | 関連当事者との関係                     | 取引の内容  | 取引金額<br>(千円) | 科目       | 期末残高<br>(千円) |
|-----|--------------|-----------------|-------------------|-------|------------------------|-------------------------------|--------|--------------|----------|--------------|
| 親会社 | 明治安田生命保険相互会社 | 東京都千代田区丸の内2-1-1 | 150,000           | 生命保険業 | (被所有)直接92.86           | 資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、及び役員の兼任 | 運用受託報酬 | 159,741      | 未収運用受託報酬 | 175,715      |
|     |              |                 |                   |       |                        |                               | 支払手数料  | 547,750      | 未払手数料    | 163,207      |

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

| 種類  | 会社等の名称       | 所在地             | 資本金又は出資金<br>(百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 (%) | 関連当事者との関係                     | 取引の内容  | 取引金額<br>(千円) | 科目       | 期末残高<br>(千円) |
|-----|--------------|-----------------|-------------------|-------|------------------------|-------------------------------|--------|--------------|----------|--------------|
| 親会社 | 明治安田生命保険相互会社 | 東京都千代田区丸の内2-1-1 | 100,000           | 生命保険業 | (被所有)直接92.86           | 資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、及び役員の兼任 | 運用受託報酬 | 450,439      | 未収運用受託報酬 | 231,200      |
|     |              |                 |                   |       |                        |                               | 支払手数料  | 552,479      | 未払手数料    | 169,612      |

(注1) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

運用受託報酬並びに支払手数料については、契約に基づき決定しております。

(注2) 上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

(1株当たり情報)

|              | 前事業年度<br>(自 2021年4月1日<br>至 2022年3月31日) | 当事業年度<br>(自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 1株当たり純資産額    | 518,527円74銭                            | 486,894円79銭                            |
| 1株当たり当期純利益金額 | 53,209円83銭                             | 21,579円74銭                             |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

## 1株当たり純資産額

|                              | 前事業年度<br>(2022年3月31日) | 当事業年度<br>(2023年3月31日) |
|------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 貸借対照表の純資産の部の合計額 (千円)         | 9,793,433             | 9,195,981             |
| 普通株式に係る純資産額 (千円)             | 9,793,433             | 9,195,981             |
| 差額の主な内訳                      | -                     | -                     |
| 普通株式の発行済株式数 (株)              | 18,887                | 18,887                |
| 普通株式の自己株式数 (株)               | -                     | -                     |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (株) | 18,887                | 18,887                |

## 1株当たり当期純利益金額

|                   | 前事業年度<br>(自 2021年4月1日<br>至 2022年3月31日) | 当事業年度<br>(自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日) |
|-------------------|--|--|
| 当期純利益 (千円)        | 1,004,974                              | 407,576                                |
| 普通株主に帰属しない金額 (千円) | -                                      | -                                      |
| 普通株式に係る当期純利益 (千円) | 1,004,974                              | 407,576                                |
| 普通株式の期中平均株式数 (株)  | 18,887                                 | 18,887                                 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 委託会社の最近中間会計期間における経理の状況

### 1. 中間財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条・第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。



## 独立監査人の中間監査報告書

2023年11月17日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

熊木幸雄

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

小林広樹

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第38期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得

て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

中間財務諸表  
①中間貸借対照表

(単位：千円)

| 当中間会計期間末<br>(2023年9月30日) |            |
|--------------------------|------------|
| 資産の部                     |            |
| 流動資産                     |            |
| 現金・預金                    | 7,764,605  |
| 未収委託者報酬                  | 1,774,450  |
| 未収運用受託報酬                 | 684,405    |
| 未収投資助言報酬                 | 15,336     |
| その他                      | 278,201    |
| 流動資産合計                   | 10,516,999 |
| 固定資産                     |            |
| 有形固定資産                   |            |
| 建物                       | *1582,428  |
| 器具備品                     | *1243,475  |
| 建設仮勘定                    | 636        |
| 有形固定資産合計                 | 826,539    |
| 無形固定資産                   |            |
| ソフトウェア                   | 211,185    |
| ソフトウェア仮勘定                | 23,155     |
| 無形固定資産合計                 | 234,340    |
| 投資その他の資産                 |            |
| 投資有価証券                   | 5,528      |
| 長期差入保証金                  | 300,000    |
| 長期前払費用                   | 4,408      |
| 前払年金費用                   | 331,147    |
| 繰延税金資産                   | 35,083     |
| 投資その他の資産合計               | 676,166    |
| 固定資産合計                   | 1,737,047  |
| 資産合計                     | 12,254,046 |

(単位：千円)

| 当中間会計期間末<br>(2023年9月30日) |            |
|--------------------------|------------|
| 負債の部                     |            |
| 流動負債                     |            |
| 預り金                      | 1,305,320  |
| 未払手数料                    | 639,462    |
| 未払法人税等                   | 153,234    |
| 賞与引当金                    | 156,910    |
| その他                      | **2596,593 |
| 流動負債合計                   | 2,851,522  |
| 固定負債                     |            |
| 長期未払金                    | 8,619      |
| 資産除去債務                   | 228,772    |
| 固定負債合計                   | 237,391    |
| 負債合計                     | 3,088,913  |
| 純資産の部                    |            |
| 株主資本                     |            |
| 資本金                      | 1,000,000  |
| 資本剰余金                    |            |
| 資本準備金                    | 660,443    |
| その他資本剰余金                 | 2,854,339  |
| 資本剰余金合計                  | 3,514,783  |
| 利益剰余金                    |            |
| 利益準備金                    | 83,040     |
| その他利益剰余金                 |            |
| 別途積立金                    | 3,092,001  |
| 繰越利益剰余金                  | 1,475,635  |
| 利益剰余金合計                  | 4,650,677  |
| 株主資本合計                   | 9,165,460  |
| 評価・換算差額等                 |            |
| その他有価証券評価差額金             | △327       |
| 評価・換算差額等合計               | △327       |
| 純資産合計                    | 9,165,133  |
| 負債・純資産合計                 | 12,254,046 |

## ②中間損益計算書

(単位：千円)

|              | 当中間会計期間<br>(自 2023年4月1日<br>至 2023年9月30日) |
|--------------|--|
| 営業収益         |  |
| 委託者報酬        | 4,103,592                                |
| 受入手数料        | 20,104                                   |
| 運用受託報酬       | 1,163,668                                |
| 投資助言報酬       | 36,767                                   |
| その他収益        | 6,000                                    |
| 営業収益合計       | 5,330,132                                |
| 営業費用         |  |
| 支払手数料        | 1,210,890                                |
| その他営業費用      | 1,574,518                                |
| 営業費用合計       | 2,785,408                                |
| 一般管理費        | <sup>※1</sup> 2,004,823                  |
| 営業利益         | 539,900                                  |
| 営業外収益        | <sup>※2</sup> 2,682                      |
| 営業外費用        | 2,607                                    |
| 経常利益         | 539,975                                  |
| 税引前中間純利益     | 539,975                                  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 121,588                                  |
| 法人税等調整額      | 41,741                                   |
| 法人税等合計       | 163,329                                  |
| 中間純利益        | 376,646                                  |

③中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位：千円)

|                            | 株主資本      |         |           |           |
|----------------------------|-----------|---------|-----------|-----------|
|                            | 資本金       | 資本剰余金   |           |           |
|                            |           | 資本準備金   | その他資本剰余金  | 資本剰余金合計   |
| 当期首残高                      | 1,000,000 | 660,443 | 2,854,339 | 3,514,783 |
| 当中間期変動額                    |           |         |           |           |
| 剰余金の配当                     |           |         |           |           |
| 中間純利益                      |           |         |           |           |
| 株主資本以外の項目の<br>当中間期変動額 (純額) |           |         |           |           |
| 当中間期変動額合計                  | -         | -       | -         | -         |
| 当中間期末残高                    | 1,000,000 | 660,443 | 2,854,339 | 3,514,783 |

|                            | 株主資本   |           |             |             |            |
|----------------------------|--------|-----------|-------------|-------------|------------|
|                            | 利益準備金  | 利益剰余金     |             |             | 株主資本<br>合計 |
|                            |        | その他利益剰余金  |             | 利益剰余金<br>合計 |            |
|                            |        | 別途積立金     | 繰越利益<br>剰余金 |             |            |
| 当期首残高                      | 83,040 | 3,092,001 | 1,506,551   | 4,681,593   | 9,196,377  |
| 当中間期変動額                    |        |           |             |             |            |
| 剰余金の配当                     |        |           | △407,562    | △407,562    | △407,562   |
| 中間純利益                      |        |           | 376,646     | 376,646     | 376,646    |
| 株主資本以外の項目の<br>当中間期変動額 (純額) |        |           |             |             |            |
| 当中間期変動額合計                  | -      | -         | △30,916     | △30,916     | △30,916    |
| 当中間期末残高                    | 83,040 | 3,092,001 | 1,475,635   | 4,650,677   | 9,165,460  |

|                            | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計     |
|----------------------------|------------------|----------------|-----------|
|                            | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算差額等<br>合計 |           |
| 当期首残高                      | △395             | △395           | 9,195,981 |
| 当中間期変動額                    |                  |                |           |
| 剰余金の配当                     |                  |                | △407,562  |
| 中間純利益                      |                  |                | 376,646   |
| 株主資本以外の項目の<br>当中間期変動額 (純額) | 67               | 67             | 67        |
| 当中間期変動額合計                  | 67               | 67             | △30,848   |
| 当中間期末残高                    | △327             | △327           | 9,165,133 |

[注記事項]

(重要な会計方針)

| 当中間会計期間<br>(自 2023年4月1日<br>至 2023年9月30日)  |  |
|---|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法  |  |
| その他有価証券   |  |
| 時価のあるもの   | 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)    |
| 2. 固定資産の減価償却方法  |  |
| (1)有形固定資産   |  |
| 定額法   | なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  |
| 建物  | 6年～18年   |
| 器具備品  | 3年～20年   |
| (2)無形固定資産   |  |
| 定額法   | なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。              |
| 3. 引当金の計上基準   |  |
| (1)賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、当中間会計期間に見合う支給見込額に基づき計上しております。  |  |
| (2)退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。 |  |
| 4. 重要な収益及び費用の計上基準   |  |
|   | 投資信託委託業務及び投資顧問業務については、日々の純資産総額に対してあらかじめ定められた料率を乗じた金額を収益として認識しています。 |

(中間貸借対照表関係)

| 当中間会計期間末<br>(2023年9月30日)                                      |           |
|---|-----------|
| ※1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。                                 |           |
| 建物  | 142,941千円 |
| 器具備品  | 354,572千円 |
| ※2 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。 |           |

(中間損益計算書関係)

| 当中間会計期間<br>(自 2023年4月1日<br>至 2023年9月30日) |          |
|--|----------|
| ※1 当中間会計期間末の減価償却実施額は次のとおりであります。          |          |
| 有形固定資産                                   | 65,129千円 |
| 無形固定資産                                   | 32,911千円 |
| ※2 営業外収益のうち主なもの                          |          |
| 保険契約返戻金・配当金                              | 2,098千円  |

(中間株主資本等変動計算書関係)

| 当中間会計期間<br>(自 2023年4月1日<br>至 2023年9月30日) |         |    |    |          |
|--|---------|----|----|----------|
| 1. 発行済株式に関する事項                           |         |    |    |          |
| 株式の種類                                    | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当中間会計期間末 |
| 普通株式                                     | 18,887株 | —  | —  | 18,887株  |

2. 自己株式に関する事項  
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項  
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額       | 1株当たり配当額   | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|--------------|------------|------------|------------|
| 2023年6月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 407,562,573円 | 21,579円00銭 | 2023年3月31日 | 2023年6月29日 |

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの  
該当事項はありません。

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料  
(単位：千円)

|     | 当中間会計期間<br>(自 2023年4月1日<br>至 2023年9月30日) |
|-----|--|
| 1年内 | 476,805                                  |
| 1年超 | 397,337                                  |
| 合計  | 874,142                                  |

(注) 中途解約不能な定期建物賃貸借契約における契約期間内の地代家賃を記載しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。  
なお、現金は注記を省略しており、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、預り金及び未払手数料は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

(単位：千円)

|                       | 中間貸借対照表計上額 | 時価      | 差額      |
|-----------------------|------------|---------|---------|
| (1) 投資有価証券<br>その他有価証券 | 5,528      | 5,528   | -       |
| (2) 長期差入保証金           | 300,000    | 266,935 | △33,064 |
| 資産計                   | 305,528    | 272,463 | △33,064 |
| (1) 長期未払金             | 8,619      | 8,617   | △1      |
| 負債計                   | 8,619      | 8,617   | △1      |



## 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### (1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分       | 時価   |       |      |       |
|----------|------|-------|------|-------|
|          | レベル1 | レベル2  | レベル3 | 合計    |
| 投資有価証券   | -    | -     | -    | -     |
| その他の有価証券 | -    | 5,528 | -    | 5,528 |
| 資産計      | -    | 5,528 | -    | 5,528 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券 解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限のない投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

### (2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分      | 時価   |      |         |         |
|---------|------|------|---------|---------|
|         | レベル1 | レベル2 | レベル3    | 合計      |
| 長期差入保証金 | -    | -    | 266,935 | 266,935 |
| 資産計     | -    | -    | 266,935 | 266,935 |
| 長期未払金   | -    | -    | 8,617   | 8,617   |
| 負債計     | -    | -    | 8,617   | 8,617   |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金 長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類しております。

長期未払金 長期未払金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

当中間会計期間末 (2023年9月30日)

(単位：千円)

|                        | 中間貸借対照表計上額 | 取得原価  | 差額   |
|------------------------|------------|-------|------|
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  |            |       |      |
| 株式                     | -          | -     | -    |
| 債券                     | -          | -     | -    |
| その他(投資信託)              | 1,066      | 1,000 | 66   |
| 小計                     | 1,066      | 1,000 | 66   |
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの |            |       |      |
| 株式                     | -          | -     | -    |
| 債券                     | -          | -     | -    |
| その他(投資信託)              | 4,461      | 5,000 | △538 |
| 小計                     | 4,461      | 5,000 | △538 |
| 合計                     | 5,528      | 6,000 | △472 |

2. 当中間会計期間中に売却したその他有価証券  
該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券  
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減は次のとおりであります。

|                 |                  |
|-----------------|------------------|
| 期首残高            | 228,527千円        |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | -                |
| 時の経過による調整額      | 244千円            |
| 当中間会計期間末残高      | <u>228,772千円</u> |

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項 (セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

|           | 投資信託<br>(運用業務) | 投資信託<br>(販売業務) | 投資顧問<br>(投資一任) | 投資顧問<br>(投資助言) | その他   | 合計        |
|-----------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------|-----------|
| 外部顧客への売上高 | 4,103,592      | 20,104         | 1,163,668      | 36,767         | 6,000 | 5,330,132 |

## 2. 地域ごとの情報

### (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

### [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

### [報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

### [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

### (1株当たり情報)

|              | 当中間会計期間<br>(自 2023年4月1日<br>至 2023年9月30日) |
|--------------|--|
| 1株当たり純資産額    | 485,261円45銭                              |
| 1株当たり中間純利益金額 | 19,942円08銭                               |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|                    | 当中間会計期間<br>(自 2023年4月1日<br>至 2023年9月30日) |
|--------------------|--|
| 中間純利益金額(千円)        | 376,646                                  |
| 普通株主に帰属しない金額(千円)   | -  |
| 普通株式に係る中間純利益金額(千円) | 376,646                                  |
| 普通株式の期中平均株式数(株)    | 18,887                                   |

### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の実行の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更、その他重要事項

###### (イ) 定款の変更

2023年6月29日付で当社株券を不発行とする定款の変更を行いました。

###### (ロ) その他の重要事項

2023年7月28日開催の取締役会において、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・グループと富国生命がそれぞれ保有する当社株式について、明治安田生命を譲受人とする株式譲渡が承認されました。これを受け、2023年8月29日付で明治安田生命は当社の100%株主となりました。

##### (2) 訴訟事件その他会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

該当事項はありません。

追加型証券投資信託

米国株式マーケット・キャッチ戦略ファンド

約款

明治安田アセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託  
米国株式マーケット・キャッチ戦略ファンド  
運用の基本方針

約款第18条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米国株式マーケット・キャッチ戦略のパフォーマンスに連動する投資成果を目指す円建債券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 当ファンドは、米国株式マーケット・キャッチ戦略※のパフォーマンスに連動する投資成果を目指す円建債券（以下、「円建債券」ということがあります。）を主要投資対象とします。

※米国株式マーケット・キャッチ戦略とは、ゴールドマン・サックス・インターナショナルが提供する、米国株式市場の下落による影響を抑制しながら、米国株式市場の上昇トレンドを捉えることを目指す戦略です。

② 円建債券を通じて、実質的に米国の株価指数先物取引を機動的に活用し、米国株式市場の「長期成長トレンド」と「日中トレンド」を捉えることにより、米国株式市場の下落の影響を抑えながら米国株式市場の中長期的な成長を捉えることを目指します。

<当戦略の概要>

◆米国株式市場の長期的な成長トレンドを捉えることを目指す米国株式投資戦略と、短期の日中トレンドを捉えることを目指す日中下落抑制戦略を併せた運用戦略です。

◆米国株式投資戦略は、米国株式市場の長期成長トレンドを捉えることによる収益獲得を目指して、株価指数先物の買い建てポジションを純資産総額の100%程度保有します。

◆日中下落抑制戦略は、米国株式市場の日中トレンドを捉えることによりパフォーマンス下落抑制を目指して、株価指数先物の売り建てポジションを活用します。

・日中のあらかじめ定めた判定期間において、S&P500種株価指数先物（以下、対象株価指数ということがあります。）の前日引値から一定水準以上下落した場合に売り建てポジションを構築します。

・1回ごとに構築する売り建てポジション量は、対象株価指数の下落率の大きさ等に合わせで構築されます。（1回当たりの売り建てポジション量は、最大で純資産総額の25%程度、当該取引日1日では、最大で純資産総額の100%程度まで売り建てポジションを拡大することがあります。また、前日引値からの下落率が一定水準に満たない場合には、売り建てポジションの構築を行いません。）

・全ての売り建てポジションは当該取引日の取引終了時までには解消します。

◆日中の米国株式市場への実質組入比率は0~100%程度となります。

- ③ 円建債券への投資割合は、原則として高位を維持します。
- ④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
  - ◆ただし、実質組入外貨建資産は、米国株式マーケット・キャッチ戦略による運用から発生する損益部分等のみとなるため、為替変動による影響は限定されます。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 投資制限

- ① 株式への投資は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権の行使により取得した株券、新株引受権証券および新株予約権証券の権利行使により取得した株券、社債権者割当または株主割当により取得した株券および優先株券に限るものとし、株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑧ 有価証券先物取引等は、約款所定の範囲で行います。
- ⑨ スワップ取引は、約款所定の範囲で行います。
- ⑩ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款所定の範囲で行います。

### 3. 収益分配方針

年1回（12月8日。休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づいて、収益の分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託  
米国株式マーケット・キャッチ戦略ファンド  
約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、明治安田アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第33条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2032年3月26日までとします。ただし、第58条の規定により信託期間が延長された場合には、延長された信託期間の満了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については500億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。



(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第30条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

③ 第32条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者および委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者および委託者の指定する販売会社（以下「指定販売会社」といいます。以下同じ。）が定める申込単位をもって取得申込に応じることができるものとします。また、指定販売会社と別に定める自動継続投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。なお、当該契

約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。

- ②前項の規定にかかわらず、前項の取得申込日が別に定める日に該当する場合には、受益権の取得申込の受付は行いません。ただし、第46条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。
- ③ 第1項の取得申込者は委託者および指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者および指定販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ④ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第5項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、第5項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の手数料の額は当該取得申込金額に応じ、委託者および指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額（信託契約締結日前の取得申込については、1口につき1円とします。）に乗じて得た額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、受益者が第46条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第41条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取消することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関

等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第24条から第26条に定めるものに限りません。）

ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限りません。）の行使により取得した株券、新株引受権証券および新株予約権証券の権利行使により取得した株券、社債権者割当または株主割当により取得した株券および優先株券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券

8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

10. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証

券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

11. コマーシャル・ペーパー

12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）  
および新株予約権証券

13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号（第7号で定めるものを除きます。）の証券または証書の性質を有するもの

14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、第7号で定めるものを除きます。）

16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

20. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

22. 外国の者に対する権利で第20号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券および第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

⑤ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除

きます。)な投資信託証券をいいます。)を除きます。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第33条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条および前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条、第24条から第26条、第28条から第30条、第32条、第36条から第38条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条および前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条、第24条から第26条、第28条から第30条、第32条、第36条から第38条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第19条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(投資する株式等の範囲)

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約

権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

(信用取引の指図範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとし、

②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出により取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第23条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。)

② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを

回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第27条 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の空売りの指図範囲)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない有価証券または第30条の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の借入れ)

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第31条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第32条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、こ



の限りではありません。

- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第33条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第34条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第35条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その

計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第36条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第37条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第38条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第39条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第40条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第41条 この信託の計算期間は、毎年12月9日から翌年12月8日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2022年12月8日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下、本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第4条に定める

信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第42条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第43条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に係る監査費用（当該監査費用に係る消費税等に相当する額を含みます。）および受託者が立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項に規定する信託財産にかかる監査費用は、第41条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6カ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第44条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第41条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の70の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第45条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第46条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じたものとし、当該取得により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了日における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金（第49条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第49条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項は除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者および指定販売会社の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第47条 受益者が、収益分配金については第46条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、第46条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第48条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第46条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第46条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託契約の一部解約)

第49条 受益者（委託者および指定販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、委託者および指定販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。また、指定販売会社のうち、別に定める契約に係る受益権については1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が別に定める日に該当する場合には、一部解約の請求を受付けないものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 信託契約の一部解約の実行の請求を受益者がするとき、委託者および指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。
- ⑦ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第50条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託契約の解約)

第51条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回る事となった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする円建債券が早期償還となった場合等には、当該債券の資金化後にこの信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ④ 第3項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行うことが困難な場合、および第2項に該当する場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第52条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第56条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第53条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第56条第2項の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第54条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第55条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第56条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第56条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいい

ます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第57条 この信託は、受益者が第49条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第51条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（信託期間の延長）

第58条 委託者は、信託期間満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第59条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

第60条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.myam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第61条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第62条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第1条 第46条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 第26条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第3条 第26条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日



として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項によりこの信託契約を締結します。

2022年3月28日

東京都千代田区大手町二丁目3番2号  
委 託 者 明治安田アセットマネジメント株式会社  
代表取締役社長 西尾 友宏

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
受 託 者 三菱UFJ信託銀行株式会社  
取締役社長 長島 巖

(附表)

1. 別に定める日

約款第12条および第49条に規定する「別に定める日」とは、次のいずれかに該当する日をいいます。

- ・ ロンドンの銀行の休業日
- ・ シカゴ・マーカントイル取引所の休業日
- ・ 換金代金の支払い等に支障をきたす可能性があるとして委託者が判断して定める日